

## 平成30年第3回那須塩原市議会定例会

### 議事日程（第4号）

平成30年9月12日（水曜日）午前10時開議

#### 日程第 1 市政一般質問

##### 25番 山本はるひ議員

1. 行政サービスのアウトソーシング（外部委託）について

##### 23番 金子哲也議員

1. 学校教育について

##### 10番 相馬 剛議員

1. 水防対策について
2. 全国体力・運動能力、運動習慣等調査と本市の取組について

##### 3 番 田村正宏議員

1. 長寿化時代のセーフティネットについて

出席議員（26名）

1番	山形紀弘	議員	2番	中里康寛	議員
3番	田村正宏	議員	4番	星野健二	議員
5番	小島耕一	議員	6番	森本彰伸	議員
7番	齊藤誠之	議員	8番	星宏子	議員
9番	佐藤一則	議員	10番	相馬剛	議員
11番	平山武	議員	12番	大野恭男	議員
13番	鈴木伸彦	議員	14番	松田寛人	議員
15番	櫻田貴久	議員	16番	伊藤豊美	議員
17番	眞壁俊郎	議員	18番	高久好一	議員
19番	相馬義一	議員	20番	齋藤寿一	議員
21番	君島一郎	議員	22番	玉野宏	議員
23番	金子哲也	議員	24番	吉成伸一	議員
25番	山本はるひ	議員	26番	中村芳隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	君島寛	副市長	片桐計幸
教育長	大宮司敏夫	企画部長	藤田一彦
企画政策課長	松本仁一	総務部長	山田隆
総務課長	田代宰士	財政課長	田野実
生活環境部長	鹿野伸二	環境管理課長	五十嵐岳夫
保健福祉部長	田代正行	社会福祉課長	板橋信行
子ども未来部	富山芳男	子育て支援課	相馬智子
産業観光部長	小出浩美	農務畜産課長	八木沢信憲
建設部長	稲見一美	都市計画課長	大木基
上下水道部長	磯真	水道課長	黄木伸一
教育部長	小泉聖一	教育総務課長	平井克巳
会計管理者	高久幸代	選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局長	増田健造
農業委員会事務局長	久留生利美	西那須野支所長	後藤修

塩原支所長 宇都野 淳

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 石塚 昌章

議事課長 小平 裕二

議事調査係長 関根 達弥

議事調査係 鎌田 栄治

議事調査係 室井 良文

議事調査係 磯 昭弘

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（君島一郎議員） おはようございます。  
散会前に引き続き本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は26名であります。

—————◇—————

◎議事日程の報告

- 議長（君島一郎議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

—————◇—————

◎市政一般質問

- 議長（君島一郎議員） 日程第1、市政一般質問を行います。  
質問通告者に対し順次発言を許します。

—————◇—————

◇ 山本 はるひ 議員

- 議長（君島一郎議員） 初めに、25番、山本はるひ議員。

- 25番（山本はるひ議員） 皆さん、おはようございます。山本はるひです。

通告に従い市政一般質問を行います。

1、行政サービスのアウトソーシング（外部委託）について。

人口が減る傾向なのに高齢者はふえていく中で、市民サービスへの要求は細分化、多様化する傾向にあります。

一方で、厳しい財政状況が続き、職員数の制約が強まる中で一定水準のサービスを維持していく

ためには、個々の行政サービスが必要か、直営で提供する以外の方法はないのかという視点での見直しを改めてすべきだと考えます。

(1)市の行っている行政サービスについて、どのような形態でサービスの提供がなされているのか伺います。

(2)業務委託について。

①どのような業務をどのような考えで委託しているか、基本の考え方や共通の判断基準があるか伺います。

②アウトソーシングを行う際のガイドラインがあるか伺います。

③今後、窓口業務をアウトソーシングすることを考えているか伺います。

(3)指定管理者制度について。

どのような判断基準で指定管理者制度を導入する施設を決めているか伺います。

②導入の成果などを評価する定期的な検証作業を行っているか伺います。

③市図書館を指定管理にしていますが、（仮称）駅前図書館開館後の管理・運営について伺います。

以上です。

- 議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

- 市長（君島 寛） おはようございます。

山本はるひ議員の質問に順次お答えをします。

1の行政サービスのアウトソーシングについてということで、(1)の行政サービスの提供形態についてお答えをいたします。

行政サービスの提供形態につきましては、市職員が直接提供をしているほか、その業務内容に応じ、外部への委託を実施しているところであります。

また、公の施設については、多くの施設で指定管理者制度を活用してサービスの提供を行っております。

次に、(2)の業務委託についてお答えをいたします。

まず、①の業務委託の考え方や判断基準についてですが、平成29年3月に策定をしました第2次那須塩原市行財政改革推進計画において、業務の外部化という取り組み項目を掲げており、事務事業全般にわたり民間委託等を推進するという考え方を定めております。

あわせて、市民サービスや業務の精度が低下しないように留意することや、個人情報の保護や守秘義務の確保を図るため必要な措置を講ずることなどを定めており、これらが可能であるかどうかを一つの判断基準としております。

次に、②のアウトソーシングを行う際のガイドラインについてですが、国が定めました「地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引き」や、「地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドライン」がございますので、これらを用いて運用しております。

また、③の窓口業務のアウトソーシングの考え方についてですが、今年度、窓口の業務委託を開始した那須町の事例もございますので、こういった先進事例を参考にしながら、本市での導入が可能かどうか検討を進めてまいります。

次に、(3)の指定管理者制度についてお答えをいたします。

まず、①の指定管理者制度を導入する判断基準についてですが、指定管理者制度の目的である住民サービスの向上、管理運営経費の節減が図られるかどうかという観点から、副市長を委員長とします指定管理者選定委員会において導入の適否を判断しております。

次に、②の定期的な検証作業についてですが、毎年、施設ごとにサービスの提供、事業運営、施設管理の3つの視点から指定管理者制度導入事業調書を作成し、評価をしております。

また、利用者アンケートや施設所管課による年2回以上のモニタリング等により、提供するサービスや施設管理運営水準の向上に努めているところであります。

最後に、③の（仮称）駅前図書館開館後の管理・運営についてですが、（仮称）駅前図書館の開館に伴い、新規事業の立ち上げや事業の見直し等の必要が生じることから、平成32年3月の指定管理者期間終了に伴い、当面は市が直接管理・運営をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） それでは、再質問をしてみたいと思います。

まず最初に、市が行っている行政サービスについて。

合併以来続いているものが大変多いと思いますが、それぞれ必要か否か見直すつもりはないか伺います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田一彦） 必要性、それから見直しということですが、当然そういった必要はあるし、現にそういった見直しも行いながら進めているというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 今回、行政サービスの外部委託、アウトソーシングについてということで質問の項目を立ててはおりますが、これはやはり、行政サービスそのものが今、不要なものがないか、必要なものが漏れていないかというよう

なことを踏まえての質問ですので、今お聞きしたところでございます。どうかこれは早い時期にきちんと全庁的に見直しをしていただきたいというふうに思います。

次に、今は直営でやっているものと外部に委託しているものがあるというふうにお答えを市長からいただいたんですけども、民間活力導入による官民連携のPPPあるいはPFIなどによるものはないのか、あるいは市民との協働による行政サービスということを行ってはいないのかについて伺います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田一彦） 本市におきましては、PPP、PFI等を導入した事例は現在のところございません。

市民との協働という話になりますと、各種事業で相当数あるかなど。幾つか例として申し上げますと、例えば各自治会活動への支援というのは一つの代表的な形であり、またもう少し具体的に申し上げますと、例えば男女共同参画の啓発紙「みいな」というようなものもございますが、それらについても協働という形で進めてきているというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 官民連携による事業というのは、余り大きくない行政では難しいところが多いのではないかなというふうに、全国の事例を見て思っておりますが、市民と協働で行っていくということについては、那須塩原市においては今後も積極的に進めていくものではないかというふうに思っております。

今、自治会とか、あと男女共同参画の考え方の中で住民と一緒に連携しながらやっていращやるといってお答えではあったんですけども、市民

との協働によるサービスをする、あるいは市民サービスを高めていくというときに、今、市として何か課題があれば教えてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田一彦） 市民協働を進める上での課題ということですが、細かな事業それぞれを進める中には個々の課題というのは当然ございますが、大きく捉えますと、やはり協働を進めるにはいかにその目的を共有できるか、それから情報を共有できるか、また私どもの立場に立って申し上げれば、いかに適確な情報を協働の相手方にお伝えできるかというようなところが課題ではないかというふうに考えています。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） よくわかりました。

それがやっぱり課題なんだろうと思います。

情報共有ということについては、今までも何度も申し上げてはいるんですけども、その辺のところは留意をさせていただいて、直接やるものと外部に任せてやるもの以外に、やはり市民と協働で行うということについてももう少しきちんと考えていただければと思います。

次に、先ほどの答弁の中で、行政サービスは市が直接行うものと外部に委託して行うものがあるという、その区分けをどうしているのか教えてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田一彦） その区分け、先ほどの市長の答弁と重複することになるかと思いますが、まずは住民サービスの向上につながるのか、それから管理運営経費といいますか経費の削減、それから効率化、そういったものにつながるかというのが一番大きな区分けの区分であります。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 全ての行政サービスを、ほとんどがもともと市が担っていたものを今はそうではない部分もあるだろうと、民間に任せものだってあるかもしれないということで、言ってみれば保育園なんかはもう民営化もしているという部分もあります。

それで、それでは市職員が今、直接提供している行政サービスというのは全体の中でどれほどあるのか教えていただければと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田一彦） 全体の業務の中でどのくらいあるのかと、なかなか尺度が難しいところではありますが、一つ、平成30年度、今年度の実施計画経常事業で申し上げますと、経常事業249事業ございますが、全部の委託もしくは一部委託を含めると、そのうちの126事業が何らかの形で委託している、予算上委託料を計上しているということでございますので、これでいくと約半分ということになります。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） どういう捉え方をするかということでこれは変わってくると思うんですが、今お聞きして、ああ、半分も外部の力をお借りしているんだなということがわかって少し驚きました。

先ほど行財政改革推進計画を使ってというようなことをおっしゃいましたが、行政サービスの提供の仕方というものについては今後もできるものは外部に委託をする、いろんな形はあると思うんですが、そういう方針だというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田一彦） 先ほどもちょっと触れましたが、効果があると判断したものについては外部への委託というものを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 考え方の基本はわかりました。

次に、(2)の業務委託についてお尋ねをしたいと思います。

那須塩原市の行財政改革推進計画の中に業務の外部化という部分が特化して取り出しているんですけども、そこを見ますと、スケジュールの中に、外部化に係る指針を平成29年に作成して周知をして30年運用となっておりますが、それはどのような指針なのか。その指針と現在の進捗状況を伺います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田一彦） 行財政改革推進計画の中でうたっております外部化に係る指針、こちらにつきましては平成29年度で結果的には策定していないという状況でございます。

こちらの指針は、各所管において業務の委託、それから必要に応じて人材の派遣等、そういったものを活用する際の指針となるようなものを想定しております。

さらに、現在は、窓口業務のアウトソーシング等も含めて全般にわたって方向性を検討しているというのが現在の状況でございます。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 指針ができていないというお答えだったんですが、そういったしますとこれはいつ指針ができて運用をしていく予定なのかお聞かせください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田一彦） できるだけ早くという話にはなりますが、実際、今、議員のご質問にあったように、いつ策定ができて、いつ運用を始めるんだというのを明確に、申しわけございませんが、お答えできるところまでの段階にはないというのが実情でございます。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） できていなくて、できる見込みがはっきりここで言えないということであれば、できるだけ早くそれをつくって運用していただきたいと言うほかないんですけれども、第2次那須塩原市行財政改革推進計画というものはでき上がっておりまして、議員にももちろん配付をされておりますが、その中では今話したこと以外にも大変先進的なことが書いてありますし、課題も問題も書いて、こうしたいという目標が書いてあります。

それで、今なぜそのことを聞いたかというのと、市はどちらかというのと、計画を立てて冊子にして皆さんに配って、終わりとは言わないんですが、配ったところで完結したというような感じで、実際にそれを使っていくということをなかなか、やらないと言っては失礼ですね、計画どおり進まないことが今までも多かったので、このところはお聞きしたところですよ。

ぜひつくった冊子が置いてあるだけで使われないということにならないように、皆さんの知恵を使ってしっかりとつくったものですので、企画部でつくったものですので、ぜひ早くつくっていただいて、中に書いてあることを実行していただきたいというふうに思います。

また、その同じ冊子の計画の中に、請負による業務委託が困難な業務については人材派遣の活用を検討するというふうに書いてございますが、こ

れの説明を求めます。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田一彦） 請負による業務委託が困難な場合は人材派遣をという話でございますが、実際に、法律上の問題がここに絡んでくるわけなんです、請負の形で委託契約をぼーんとした場合には、職員が直接そこで働いている、そのお願いをした方に指示をする、そういったことはできない決まりになっております。

細かな業務をやる中でその職員が直接指示をしながら進めていただくのには、その法律上の課題をクリアするには人材派遣という方法を活用すべきではないかという考え方のもとで計画の中に盛り込んだというものでございます。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 確認をするのですが、今の市役所のサービスの中で人材派遣というものは、今は使っていないということによろしいですか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田一彦） 本日現在入っているかどうかというのはちょっと今持っておりませんが、過去においては人材派遣という形でお問い合わせの業務もございます。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） いろいろなアウトソーシングの仕方があるので、人材派遣も一つのやり方なんだろうなというふうに思うんですけども、この辺のところは、何をどういうふうな外部委託をするか、指定管理者制度も一つなんですよけれども、一部だけ外部委託するというものもあるでしょうし、全部を外部委託に任せて責任は市がとるという方法もあると思いますので、その

辺は、どのサービスをどんな形でやったらいいかということをしちんと精査していただきたいというふうに思います。

それで②に移るんですが、その際のきちんとしたガイドラインを持っているかということに入りますが、今アウトソーシングでいろいろ行っている行政サービスの中で問題点あるいは課題は何かお尋ねします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田一彦） いろいろな形でアウトソーシングというのを行ってありますが、おおむね現在、我々が想定した所期の目的は達成していただいているなというふうに考えておりますが、個々に見ますと小さな、小さなといいますか、課題はある。

こちらが想定した成果が最低限は達せられているが、さらにプラスアルファ上積みするにはどういう工夫が必要かというようなことであったり、経費の削減効果、もう少しける、可能性があるところをどうするか。どんどん進めていく中で最初に想定していなかったけれどもできるんじゃないかと、そこをどういうふうにこれからやっていくかということが課題かなというふうに思っています。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 外部に委託をしているものはそれぞれ各課あるいは各係にたくさんあるんだと思うんですね、先ほど大きな業務にしても半分ということでしたので。それを部長の認識ではなくて市役所の職員が、直接携わっている方々がきちんと認識をしているのかどうかお尋ねします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田一彦） 私どもの職員は認識をして業務に当たっているというふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） そういうお答えなんだろうと思います。

それで、先ほども計画の中でつくっていないというようなことをおっしゃいましたが、この那須塩原市独自のアウトソーシングに関する大きな意味でのガイドラインというのもつくらなければいけないと思うんですが、それについてはどんなふうに考えておりますか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田一彦） 大きなところでは整理をしておりますが、個々の細かな中身をガイドラインでどれだけ詰められるか。本当に業務によって多種多様で、ガイドラインが一律当てはまらないという現状もございます。ただ、難しいから要らないというものではない。できるだけことはやっぱり詰めていく必要はあるんだろうなというふうに思っています。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 前回質問した市単独補助金のときにも思ったことなんですけれども、種類によってというか、分野によって大変違うものだと思うんですね。行政サービスは特に違うものだと思いますので、ぜひ大きなものとそれぞれ個々のサービスについて、どういう形で検証していくのか、あるいはどういうものであれば外に出すのかというようなところのものは大変でもやりつつあっていただかないと、会社と違って、市の場合は担当職員が短いと2年、3年がかわってしまいます。そのときに、外でやっている人たちに対する態度が変わると言う大変なんです、

そういうこともなきにしもあらずですので、その指針だけはきちんと決めていただきたいというふうに思います。

次に、行政サービスというときに、市民に直接かかわるもののほかにそのサービスを提供するために職員が必要とする、内部の機器のリースとかあるいはシステムを構築するための業務というものがあって、それが大変今多くなっているように思います。決算書を見ても、もう額がちょっとつかめないくらい多くなっております。そういうものの委託料の基準や積算方法などに問題はないのかということについてお尋ねをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田一彦） システム等の算出、積算をするとき、おっしゃるように非常に難しい、専門的、それからIT化が進む中でどんどん変わってってしまう状況が現状です。

市では、一定のルールに基づいた設計単価の積算等は行いますが、やはりその部分についても専門家の目が入らないとなかなかいかないということで、その部分についても実はアウトソーシングを行っております。専門家にチェックをしていただいて設計の額を決めて、その後、入札等にかけるというような流れをつくっております。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 今までもシステムの構築とかパソコン関係のこのお金が余りにも高いのではないかというようなことをお聞きしたときに、わかったような、わからないようなお答えを大分いただいております、私もそういうところが億単位だとよくわからないところがございましたので、そういうものも含めて、それも専門家に委託をするということですので、ぜひ、適正な価格で行政サービスに資するものの委託をしてい

るのかということについてはやっぱり早目にやっていただければというふうに思います。

それで③に入るんですが、窓口業務をアウトソーシングするというのも考えているということではあったんですが、先ほどおっしゃってくださった総務省が出している国のガイドラインには、窓口業務の民間委託を実施する際には労働者派遣に該当しないように留意をするというふうに書いてございます。このことについてどう考えているかお知らせください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田一彦） 労働者派遣法に抵触しないようにというところ、先ほどちょっと触れましたが、業務委託、その請負としての委託と人材派遣の差というのは実はそういうところ、具体的に申し上げますとそういうところですね。窓口業務を一体的に委託した場合には、実際に市役所の窓口で働いて、その窓口で働いている方に市の職員が直接細かな指示はできないという形になります。

実際どうやっているかといいますと、委託会社の責任者の方とあらかじめ綿密な打ち合わせをし、その中で業務委託をするという形になります。そこをしっかりと整理し、一括の業務委託がいいのか派遣がいいのかというところの判断をする必要があると思います。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 窓口業務のアウトソーシングということについては、全国、本当にたくさん先進事例がございまして、そういう中で問題もたくさん発生しています。今、部長がおっしゃったように、最前線の窓口を外に出して、その後ろに、バックヤードというんですかね、ここに職員がいて、何か問題があるとそっこのほうに行ってしまうときに、今おっしゃられた実

際の責任者がその場にいるかどうかは、やっぱりいないのではないかということもあると思うんですね。そういうことに関して、やはりしっかりと失敗の事例あるいは成功の事例を見ていただきたいというふうに思うんです。

先ほど那須町がというお話が出たんですけども、那須町は規模も大分那須塩原市とは違いますし、まだ導入を始めたばかりですので、その那須町を参考にするというのは少し、ほかのところを参考にはしないのか、言葉のあやだったのかもしれませんが、お尋ねしたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田一彦） お隣、近くなので一つの例として挙げさせていただいたということで、そのほかにも我々もさまざまな事例等を検証しているということでございます。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） わかりました。

どうか、私なんか知っているよりもたくさん事例を多分、執行側のほうはわかっていらっしゃると思いますし、問題点もあるいは利点もよく把握していらっしゃると思います。いつそういうことの導入を考えているのかはここではお聞きできませんけれども、窓口業務を外にアウトソーシングするという場合にはやはり、一度やってしまうとなかなか戻れないことですので、慎重に考えていただいて決めていただきたいというふうに、これは要望いたします。

次に、(3)の指定管理者制度に移ります。

サービスの向上と経費の削減が目的だというのは、もういつも言われていることですのでわかるんですけども、市は今100ぐらいの施設業務について指定管理者制度に出していると思いますけれども、これを選定委員会にかけるということで

すが、そこにかける前に実際にその業務をしていることを、直営ではなくて、あるいは外部の業務委託ではなくて指定管理者制度で運営するんだよというふうに提案をするのはどこの部門というか、どういう方がするのか教えてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田一彦） 指定管理者制度の導入についての一番最初に声を上げるのはどこかということだと、施設の所管課、担当課ということになります。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） そうなことだと思うんですが、担当課は、それを提案するに当たって、やはりサービス向上と経費の削減ということが見込めるから提案をするんだと思うんですが、そういうときにはもちろん、雰囲気ではなくてデータを示して提案していくんだと思うんですね。

その計算はどうやって、サービスが向上する、それから経費は削減になるということ、その担当課が持っているというか、どういう提出をするのか教えてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田一彦） 一定の調書を作成するわけですが、その中で、実際にこれまで行ってきかかっている経費、管理運営費であったり、人件費も含めてですが、その総経費を現状として幾らだと、この後、指定管理に移行するに当たってどのくらいだというような経費の比較等もその調書の中で行うということになっております。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 明らかなデータがあるということだと思うんですね。そうすると、指定管理者制度は3年なり5年なりというスパンで

制度を行ってきているんだと思うんですが、実際、計算はして導入をして管理者に運営してもらっているけれども、やはり成果がどうなっているかということをしちゃんと検証しなければならないというふうに思っています。

この検証をどうしているのかということをお聞きしたんですけども、それはあくまでも全て内部評価で行っているのかどうか教えてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田一彦） この評価については内部で行っております。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 事業をやった調書を毎年出してもらっていて、あとはアンケートとかモニタリングをしているというようなことでしたが、内部の人が内部でやっているものを検証することだけで、これ大変大きなお金がかかっているものですので、それで本当にサービスが向上して経費が削減になっているということがわかるのかどうか、もう一度お尋ねします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田一彦） 評価の仕方、内部、外部、その仕方についてはありますが、評価の結果についてはしっかりと結果が出ているというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 内部であってもしっかりとやっているということであればそれでいいと思うんですが、一つだけ、利用者アンケートについて私は自分の意見を述べたいと思います。

利用者アンケートというのは、まさに利用している人にアンケートをとって、このサービスがど

うか、あるいはこれをもっと続けてほしいかとかということをお聞きしたいんですが、今、こういうもののアンケートは、つまりこの後出てきますが、例えば図書館だとすると、図書館というのは那須塩原市の市民が誰でも使っているものになっています。ですけれども、そこでアンケートをとると何をするかというと、図書館に来た、つまり現在利用している人にアンケートを出すわけですよ。

そうすると、結果はおのずと見えてくる部分があって、こういうところは直してほしい、でもこれはあってほしいとかとなる。けれども、市の税金でつくっているそういう施設に関しては利用しない人がいるわけですよね。図書館はたくさんの方が利用していますけれども、全然利用しない。それは、しないのか、できないのか、したくないのかはわかりません。そういうことのアンケートをとらないと、市の、つまり公の施設のアンケートとしては片手落ちなんではないかというふうな意見がたくさんあります。

それで、私もそういう話を研修で聞いたり、あるいは自分で本を読んだりしていると、やはりこの利用者アンケート、市民アンケートというのは、もうちょっと使っていない人のアンケートも聞くことによって非常に多様な意見が出てきて、実際、これをどうするかというときに参考になるものだという事はほぼ自分で確認しております。ぜひその辺は、市の職員お得意の研究なり検証なりしていただきまして、今後の指定管理者制度の中に生かしていただきたいというふうに思います。

そのほか、今、市は結構多くの施設で指定管理者制度を導入していると思うんですが、まだ導入してもいいと言われているもので導入していないものがあります。それについてはどういう考えなのか教えてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田一彦） 指定管理者制度の対象となる施設でまだ導入をしていないという施設もございます。おおむね那須塩原市の場合には指定管理者への移行が進んではおりますが、可能な中でしていない施設の例で申し上げますと、公民館、それから博物館、保育園、児童クラブ、こんなところが指定管理者という形にはなっておりません。

実体として、公民館については直営、保育園については直営と民営化という方法、それから児童クラブについてはNPO法人への委託というような形をとっており、現在、こういった形が現状での判断としてはいいだろうということで、那須塩原市としてはここは指定管理に移っていないということでございます。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） そういうお答えをいただいて大変安心したところでございまして、私の認識の中では、那須塩原市はもう指定管理者にしているところはほとんどしているというふうに思っておりましたので、今個別の言われた施設につきましてはそうしないほうがいいだろうと思っておりましたので、大変安心いたしました。方針が変わることもあるかもしれませんが、それはこの後の質問に任せたいと思います。

なお、将来なくていいんじゃないか、あるいはなくしてもいいんじゃないかというような施設あるいはサービスについて、指定管理者制度で運営をしているという例をほかの市町村では聞くことがあるんですが、那須塩原市ではそういうものはないですね。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田一彦） ございません。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） ここまでで②の質問を終わります。

次に、市の図書館の部分に入っていくんですが、先ほど、今、指定管理者にしているものを直営に戻すというようにお話でしたが、最初に、32年3月で指定管理者制度が切れるということになっております。その後直営にするということは、駅前図書館の開館が32年4月1日と考えてよいのか。

さらに、現在の図書館を移動するに当たっては半年ぐらいの移動期間が必要だというふうに前に聞いておりますが、そういたしますと、31年10月には建物が完成するというふうに考えてよいかどうか確認をしたいと思えます。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小泉聖一） 新しい駅前の図書館ということなんですけれども、これにつきましては6月の議員全員協議会の席のほうでも、現在の進捗状況ということで、完成が平成31年9月末の見込みということで申し上げていると思えます。ですから、その後、準備なんかも含めると32年の春ごろというところ、これが開館ということで目指している、そういうような状況になっています。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 説明は受けていたんですが、駅前についてはいろいろなものが予定どおりにいってなかったもので、改めて確認をしたところでございます。

次に、直営でやっていた図書館を指定管理者にして7年になると思うんですけれども、その総括をお尋ねしたいと思うんですね。指定管理者制度に移行してサービスは向上したのか、経費は本当に削減になったのかということについてお聞か

してください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小泉聖一） 図書館のほう、直営から指定管理ということでやったのは、平成24年度から指定管理になっております。

当初、24年から28年まで5年間ということで、今の指定管理の業者と違う業者のほうで請け負っていた状況なんです、指定管理にするに当たって、その5年間、それから29年からまた別な指定管理業者ということになりましたけれども、毎年、おおむね5,000万強の経費のほうで節減されているというような状況になっております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） サービスは向上していますか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小泉聖一） 同じように24年度からのサービス向上ということなんです、これは直営でやったときと比較してということで、当初、指定管理請け負った業者につきましても、開館時間の延長であったり、休館日を減らしたというんですか、開館日をふやしたというようなところで、利用できる機会を拡大したということがサービスの向上につながっているかなと。

また、29年度からの指定管理の業者につきましても、新規の取り組みということで、赤ちゃんタイムであったり読書通帳の運用というもの、これ、市のほうからもやはり提案している部分はあるんですけども、こういうところに取り組んでいたというところで指定管理の目的に合ったと。先ほどの経費節減も含めまして、管理運営経費の節減であるとか、住民サービスの向上とい

うところの一つの目的には合っているかなというところで考えております。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 今のお答えを聞くまでもなく、実際に使っている私からするとそういうことなんだろうなと思うんですが、そのようにいいことづくめの図書館を直営に戻す理由を教えてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小泉聖一） 今ある黒磯の図書館を直営に戻すということではなくて、新たに駅前にできる図書館というところでまず直営ということなんです、これについては、施設も今までの黒磯の図書館と異なる施設になるというような状況で、どういう部分を指定管理でお願いできるのか、または全体を指定管理、いきなり指定管理というわけにはいかないと思いますので、その辺のところ。

またあと、指定管理をするに当たっても経費的なところですね、どの程度の金額で指定管理というものをお願いできるのかということも含めてまずは直営でやった中で、管理・運営面、こういうものを精査した中で、将来的には指定管理というものも視野に入れて検討をしていきたいという考えのもと、まずは直営というところで考えているところです。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 確認をするんですけども、指定管理者でずっと全ての図書館と分館も含めてしていただいていたものを全部直営にするという言い方は、7年前に市が行っていた、市の職員で運営をしていた図書館に戻すということでもいいんですか、それとも何か違う方法があるのかももう少し説明をお願いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小泉聖一） 以前までやっていた直営というものは全て市の職員が配属されて運営していたというような状況になっています。

それで、この後の直営という部分については、この後どういう方法で直営というものをやっていくかというのでも検討していかなくちゃならないとは思いますが、一部は職員が直営ということでやっぱりやらなくちゃならない部分、そこから委託できる部分であったり嘱託できる部分であったりというような方法については、この後検討させていただきたいと思っております。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 先ほど31年9月には建物ができる、ちょうど1年後ということだと思うんですね。その後、半年後には開館することになっていて、指定管理は32年3月31日まで指定管理の期間にはなっているんですけども、今この時期になってまだこれから考えるというのでは遅いのではないかと思うんです。

確認するんですが、直営にするときに、じゃこの部分だけは直営にして、どこを業務委託か派遣かわからないんですが、するのかということの、ここで決まっていなくてと言われてしまうと困るんですが、もう少し説明をしていただかないと、どんどんできていく建物を見ながらとても心配になります。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小泉聖一） 遅いということなんですけれども、実際に今まで、どちらかというと建築というほうに重点を置いてやっていたという部分がやっぱりございます。なかなか管理・運営のほうの検討が進められていなかったというところなんですけれども、これは早急に検討していかない

と、先ほど議員おっしゃったように開館に間に合わないんじゃないかというところだと思いますので、早急な検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） すみません、もう一度確認したいんですが、直営に戻すのは新しくできる駅前図書館だけなのか、ハロープラザと西那須野図書館あるいは分室についてはどうするのか、もう一度お聞かせください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小泉聖一） 全体を直営にするのか、あるいは駅前の図書館だけを直営にするのかということだと思いますけれども、これについても、市の図書館のあり方ということも含めた中で早急に検討していかなくちゃならないところだと思います。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 既に館長になるべき人が決まっていて、そういう形で募集をしていて今も仕事をしている方がいる中で、再三、今までもお尋ねするたびに、見えないとか中のことはこれからだということではあったんですけども、もうあれだけ建物できていて、先ほども申したように1年後にはでき上がる図書館について、これから考えるというのは余りにも無責任だということに思いますので、ここで言えないだけなのかもしれないんですけども、図書館こそ市民が一番使っている施設ですので、ぜひ早い時期に方針を定めていただけてお知らせいただきたいというふうに思います。

図書館というのはやっぱり人なんです。ななめは人なんです。建物がどんなに立派でも、そこ

で働く人がどうであるかでサービスも違ってくるものなんですね。今、指定管理者制度のもとで7年間働いている人たち、短い人もいるんですが、サービスの向上にはもうその力しかないんだというふうに私は思っておりますので、そういう方、ほとんど市内の方が働いておりますし、それを今後どうするかわからないというような答えでは、今後の市の図書館のあり方、駅前図書館のあり方がとても心配になります。

先ほど新規事業の見直しをするから直営に戻すというお答えをいただいたんですが、その2つの具体的なものは何なのか、それによって指定管理ではだめなのか、そこのところをお答えください。

○議長（君島一郎議員） 市長。

○市長（君島 寛） 種々、新図書館の管理・運営についてご質問いただいているようでございますが、山本議員の発行されている広報をちょっと私も読ませていただいております。ちょっと読ませていただきます。現在図書館で働いている人を大切にしようという言葉がこの中にあるようでございます。

今現在、教育委員会のほうから答弁があるように、新しい図書館については一時直営でというふうなお話しております。この内容についてはまだ煮詰まっていない部分もありますので、私ども行政の内部で明確な形で方針が決定をした場合には議会の皆様方にもきちんとした形でお示しをしたいと考えます。

3つの図書館が存在をしているわけですので、その辺の位置づけも踏まえながら、きちんとした形の方向性、計画性を持ってこれから進めてまいりたいと考えております。

開館の期日があるわけでございますので、その前にきちんとした形の市としての考え方、それは

お示しをしていきたいと考えます。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 市長から直接お答えを、はっきりしたものをいただきましたので、図書館についてはこれ以上質問をしないことにいたします。

行政サービスのアウトソーシングについてお聞きしたんですが、先ほども申したように、行政サービスについてはまず全ての事業、行政サービスの見直しから始めるべきではないかなと、ここに立って質問しながら改めて感じたところがございます。その後で、どういうものを外部化するのか、どういうものを市民と一緒にやるかも含めて、その運営方法を選択するのが筋ではないかなというふうに感じました。

それで、そのときに市民サービスが低下しないかとか、コストは本当に下がるのか、あるいは地域の連携とか市民協働の視点はどうかというようなことを考えて、外部に出す、アウトソーシングするということはその引き受け手がいるわけですね。その引き受け手というのは民間であったりNPOもあるみたいですが、大体は民間が引き受けてくださるんですけども、そういう民間の方々、企業などがやっぱりその仕事のやりがいを感じる、効率的にやっつけようという、よく市が使うインセンティブが働くかどうかという、そこはかなめだと思っておりますので、そういうような業務をアウトソーシングにすべきだというふうに思います。

もう一つ、行政サービスの考えるときの一番重要なことは、やはり事業やサービスのスクラップの推進だというふうに思います。不要な事業とかサービスというのは絶対にあると思うんですけども、市民が新たな、時代が動いているので新しいサービスを求めてくることも多いですし、そう

いうときに、財源も人材も限られています。限られている中で、やはり市の皆さんも市民の方々も、そういう限りがあるものをどこにじゃ使うのかということを考えたときに、やっぱり何かをやめなければできないという時代に入ってきていると思うんですね。わかっていらっしゃると思うんですね、市の方々は特に。市民は余りわかっていないかもしれません。何でも市に言えばやってくれるというような認識があると思うんですが、そういうことの再認識をすべきときだと思っています。

そのために何が必要かといえば、やっぱり事務事業のしっかりした評価と検証だと思います。去年でしたか、事務事業評価の質問をしたときに、ことはきちんとわかりやすくするために評価がおくれているというふうに当時の部長が答えておりましたが、今それを見ると、私にとっては余り変わったとは思っておりません。真剣にやっただきたいというふうに思います。

それで、役割が終わったサービスや業務はもう即刻廃止をする。廃止をするということは市の方々にとっては一番できないことだと、この間、研修の中で講師が強調しておりましたが、やはりやめるという決断をしなければ新しいサービスはできません。

市民にとっても、物すごく考え方や意識を変えなければいけないときだというふうに思っています。何でも市にやってもらおうというふうに要求をしたら、じゃ税金上げてもいいんですかという話になってきます。

先ほども申したように、市の方々も、それから私も含めて市民の人たちも、行政に頼るサービスとは何かということを真剣に考えるときに来ているというふうに思います。自分ができることは自分でやる、あるいは民間を活用する。行政サービスそのもののあり方というのをやっぱり捉え直さ

なければいけない。執行側は市民に対してそういうものの啓発をしなければいけないというふうに思っています。それが市民との協働のまちづくりの原点なのではないかなというふうに思います。

ここで、最後になりますが引用をしたいと思えます。よく聞いていただきたいと思えます、短いので。

無駄の削減はもちろん、「無駄ではない行政サービス等についても、その必要性に応じ、削減していくことが必要となってきます。その中で、市民ニーズの多様化や変化に合わせて、既存の行政サービスを変化させ、タイムリーで効果的な行政サービスを集中的に提供し、又は市民や企業と連携しながらサービスの在り方を模索していく、そのような時代になってきているのだと思います。」

今、引用した部分は、昨年3月に策定した那須塩原市の第2次行財政改革推進計画の初めの部分に書いてある市長の言葉です。わかっているんだと思うんです。それで、今後何をしなければならぬかということは多分おわかりになっているんだと思います。計画は刷新すれば終わりではありません。実行していただきたいということを願って、私の市政一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（君島一郎議員） 市長。

○市長（君島 寛） 山本議員のご意見を聞かせていただきました。

平成30年度の予算編成方針、皆様方にお配りをしてあるかと思いますが、その中には「スクラップアンドビルド」、「選択と集中」という言葉が入っております。この2つの項目を職員に徹底させ、多くの事務事業について今精査をさせていただいているところであります。スクラップをするもの、さらにビルドするもの、そういったものにきちんと対応をしてまいりたいと考えております。

また、最後にお言葉がありました。我々、第2次の行財政改革推進計画、そういったものを立ち上げておりますので、これに基づいて行政の執行をしてみたいと考えます。

○25番(山本はるひ議員) ありがとうございます。

○議長(君島一郎議員) 以上で25番、山本はるひ議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

○議長(君島一郎議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

#### ◇ 金子哲也 議員

○議長(君島一郎議員) 次に、23番、金子哲也議員。

○23番(金子哲也議員) 23番、金子哲也です。質問します。

学校教育について。

(1)昨今、東京オリンピックを控えているにもかかわらずスポーツに関する不祥事が続発し、報道をにぎわせています。また、社会面では、親子間の争いや夫婦間の争いといった家庭内や親族間の見苦しい大事件が多発しています。そして、幼い子どもを巻き込んだ悲しく、むごいさまざまな事件が後を絶ちません。

今、日本はどうなってしまったのか、大きな社会問題となってしまったと考えています。このような状況になった原因には、教養やモラルの重視

をおろそかにしてきた教育にその一端があるのではないかと考えます。

そこで、古くからの日本の伝統文化である武士道精神のよいところをもう一度見直す必要があると考え、以下について伺います。

①子どもたちを指導教育する学校の先生方に新渡戸稲造の武士道を読んでいただいて、日本古来の武士道や侍精神のよいところを先生方に学んでいただき、それを間接的に子どもたちに伝えていくことで、日本独特の勇気や忍耐や慈悲の心を醸成することができないか。また、そのことは先生方の資質向上にもつながるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

②教育者の資質向上についてはどのように考えて行っていますか。

(2)この8月に山口県萩市に行政視察に行っていました。調査項目は、「松陰先生のことば」の朗唱を1学期一つずつ、「3学期に分けて」というのを、これ「2」に直してください、今現在は2学期制になっているようです。6年間で、これ「18」というのは「12」でした。間違えました。12の文章を毎朝子どもたちが朗唱をする。それを映像で見せていただきました。これらの文章を6年間朗唱することで子どもたちには教養やモラルが自然と身につく、物を考えたり志を立てるのにどんなに役立つだろうと感心させられました。

そこで、以下について伺います。

①偉人の残した言葉や古くから伝わる人の道を説く文章などを子どもたちが毎朝朗唱し、それが自然に身につくような学校での教育ができないでしょうか。

②志を持つ教育や、子どもたちが自分のやるべきこと、生きる目的を見つける教育をどのように行っていますか。

③子どもたちに向けて教養教育、モラルの教育

をどのように行っていくですか。

質問いたします。

○議長（君島一郎議員） 23番、金子哲也議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 金子哲也議員の学校教育に関するご質問にお答えをする前に、このご質問につきましてには教育長からこの後答弁をさせていただきますが、それに先立ちまして私から一言申し上げたいと存じます。

「太平洋の橋になりたい」という志を持っていた新渡戸稲造の武士道、あるいは明治維新の原動力となった若き武士たちを教え導いた吉田松陰の言葉を初め、偉人の残した言葉には現代の教育にも通ずるすばらしい教えがあるのは事実でございます。そしてまた、心を引かれるものがあるというふうに考えております。

本市の先生方は、こういった先人の教えからも学びながら、日々、教育的愛情と使命感を持って子どもたちを指導しているところであります。

教職生活全体を通して学び続けようとする本市の先生方なら、今後ともさまざまな研究を通して成長し、そして本市が進める「人づくり教育」をさらに充実させていってくれるものと大いに期待をしているところであります。

この後につきましては教育長から答弁をいただきます。

○議長（君島一郎議員） 教育長。

○教育長（大宮司敏夫） それでは、私のほうから学校教育につきまして順次お答えをさせていただきます。

初めに、(1)の古くからの日本の伝統文化である武士道精神のよいところをもう一度見直すことについてお答えを申し上げます。

まず、①の武士道や侍精神のよいところを教員

が学習し子どもたちに伝えることで、日本独特の勇気や忍耐や慈悲の心を醸成することができないかについてですが、新渡戸稲造氏の著書「武士道」にはさまざまな道徳的要素が記されております。

日本古来の武士道精神に限らず、さまざまな道徳的価値について書物を通じて触れることは、教員の資質向上につながる一つのものというふうに考えられます。

教員は、教育公務員特例法第21条に、絶えず研修と修養に努めなければならないことが規定されておまして、また多くの研修の機会も与えられております。それらを通して教員みずからが一人の人間として価値ある生き方を見出し、その姿を子どもたちに範として示していくことが教育の原点であろうと、このように思います。

その上で、日々の教育活動の中で子どもたちに勇気や忍耐、慈悲の心なども醸成することができるものと、このように考えております。

次に、②の教育者の資質向上についてはどのように考え行っているかについてでございますが、栃木県におきましては、求める教師像を「自信と誇りをもって子どもたちと向き合える教師」と設定し、今年度新たに教員のキャリア段階ごとに栃木県教員育成指標、こういったものも定められておまして、この指標に基づきさまざまな研修が行われております。

本市におきましても、教職に対する強い情熱を持ち、専門的力量や総合的な人間力を備えた教員の育成に向け、形態はさまざまでございますが、積極的に研修を行っているところであります。

一例を挙げますと、現在進めております「なすしおばら学び創造プロジェクト」におきましては、市教育委員会と学校とがチームを組み新しい授業づくりを行う中で、教員の資質、特に次期学習指導要領で求められている授業づくりに大切な単元

構成力の向上を図っております。

今後引き続き、これらの研修や取り組みを通じて豊かな人間性、強い使命感、教育的愛情を有する教員の育成に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、(2)の子どもたちに向けた教養やモラルの教育についてお答えをいたします。

まず、①の偉人の言葉や古くから伝わる文章等を活用した教育ができないかについてでございますが、本市におきましては、偉人を題材とした教材を活用した教育活動を道徳教育の中で既に実践しており、単に偉人の歴史的業績の大きさのみならず、挫折あるいは苦勞といった側面にも焦点を当てることにより、人間としての生き方をより深く見詰めさせるような授業を行っております。

また、小学校におきましては、国語の授業の一環として、いにしへの言葉や名言、古典作品などを全員で声を合わせて読む群読、こういったものも行われております。

このような実践を通して、子どもたちに先人の教えや知識・知恵、日本人としてのアイデンティティーなどが育まれていくものと考えております。

次に、②の志を持つ教育や、子どもたちが自分のやるべきこと、生きる目的を見つける教育をどのように行っていくかについてでございますが、各学校では、変化が激しい現代社会においても子どもたちが将来に希望を持って自立的に自分の未来を切り開いていくことができるよう、キャリア教育を実施しております。

各教科や道徳、学級活動、中学校におきましてはマイ・チャレンジ職業体験活動などを通し、子どもたち一人一人がしっかりと志を持ち、みずからの目指す将来の姿を実現することができるよう、小学校の段階から系統的に社会的・職業的自立のために必要な進路選択の能力あるいは態度

の育成に取り組んでいるところであります。

最後に、③の子どもたちに向けて教養教育、モラルの教育をどのように行っていくかについてありますが、本市誕生以来進めている「人づくり教育」とは、子どもたちが将来、自分の夢や希望を持ち、社会の一員としての責任を果たしながら自己実現を図っていけるように、自分自身をしっかりと見詰め、自分の可能性に挑戦するなど、自分の能力や適性について理解を深め、物の見方や考え方、行動等に自己責任を持つ体験を通して、義務教育9年間で人格の基盤づくりをすることです。

これはまさに教養教育でありモラルの教育と、このように考えております。

○議長（君島一郎議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） 教育長からとそれから市長からと、お二人から答弁をいただきました。

さて、再質問いたします。

私が今回いても立ってもいられなくなってこの質問をしたのは、実は、先日のサッカーワールドカップの予選最終日のポーランド戦を見た結果であります。それまでは今回は質問はやめようかなと思っていたんですが、いても立ってもいられなくなったんですね。

日本がポーランドに1点差内で負けていれば決勝進出ができるということが試合途中でわかったんですね。そうすると、監督命令で十数分間にわたって試合を捨てて、残り十数分間を最後までパス回しをして終わったわけですね。当然、何万人もの観客はブーイング、ブーイングです。物すごい大ブーイングになってしまいました。しかし、選手は一切攻撃をせずに、自分の陣地のほうのゴールキーパーの近くでパス回しをして終わったんですね。

1点差で勝っているチームがそのまま勝ち切る

ために、最後の数分間、時間稼ぎをすることは時々見ていましたけれども、負けているチームが勝負を捨てて時間稼ぎをするというのは見たこともなかったですね。しかも、これがワールドカップです。そして、アナウンサーも解説者も何と、恥も知らずにそれをそのまま続けて、もう我慢して続けろ、続けろと応援発言をしていたんですね。

この恥ずべき行為はテレビを通して世界中の人々の目に植えつけられたわけです。それまで世界の強豪を相手に健闘してきた日本のチーム、これは世界からも大いに評価を受けていました。それが、もう日本なんか応援しないと、日本などやられればいいと、フェアプレーから最も遠い日本といったようなツイッターがあふれ返ったんですね。イギリスのBBC放送は、日本は世界の笑い物になったと。ドイツ・ビルト紙は、W杯で最も恥ずべき10分間だと書いています。一部の日本の子どもたちにまで、こんな試合を見たくなかったと言わせました。子どもには見せたくなかったです。

しかし、ほとんど誰も日本のスポーツ界で批判する人がいませんでした。恐らく80%、いや、90%以上の人たちが、決勝にさえ残ればあれでいいんだと思っていたと思います。これはおかしい、これは恥ずべきことだと大多数の人が思わなくなってしまったんですね。これが今の日本社会の現状なのです。本当にむなしい思いになりました。メディアも当初、初めの当惑とか恥辱をすぐに忘れて、規則に従ったまでだと、監督は冷静な勝負師だと浮かれているんですね。どの新聞も、これがおかしいという報道はありませんでした。また、海外からの批判の声たくさんあったんだけど、載せる報道はほとんどありませんでした。

ただ勝てばいいというだけで今までの美しさや善悪の判断を捨て、以前の日本のスポーツ、これ

今はどこへ行ってしまったんでしょうか。規則違反さえしなければ何をしてもよいと、何でもするという、こそくでこうかつな国に成り果ててしまったんでしょうか。これが日本代表の侍ジャパンだったのかと武士道精神が泣いているのではないのでしょうか。

このことは、国家のイメージを損なう大不祥事だったと思います。もしサッカー協会にプライドがあったら、フェアプレー精神にもとる戦いに恥じて、同点で予選敗退となったセネガルチームに決勝進出を譲るぞと言ってほしかったですね。そのときの監督は、責任を感じてかどうかは知りませんが、その後辞任しました。当然だと思います。

そして、このことでほとんどの国民が声を上げないことに、私はこのまま放っておけないと考えて、きょうの質問に至ったわけです。物事の価値観に誇りを失ったらもうおしまいだと思います。今、あっちやこっちやで誇りを失いそうになっていることがいっぱいあります。そのことにみんなで気づこうではありませんか。

長くなりましたけれども、さて本題に入ります。

新渡戸稲造の「武士道」では、武士道とは、武士が教えられ従うように求められた道德規律であると言っています。それは、昔から受け継がれて語られも書かれもしない無形のものでありますが、そうであればこそ一層強く武士の行動を拘束し、彼らの心に刻み込まれたものであると言っています。

義もしくは正義は武士道の最も厳しい規律であって、裏取引や不正な企てほど恥ずべきことはいないと、真っすぐに正々堂々とやることだと、正義について説いています。その正々堂々ですよ。

勇気、すなわち正しいことを行う勇気、平静さを伴う勇気、忍耐を伴う勇気、武士道が単なる侍ではなくて善人的な人格を目指すものであること

を述べているんですね。

そしてまた、慈悲、哀れみの情、それは人間の魂のうちで最も高貴な性質とされてきたものです。武士の情け、最も勇敢な者は最も優しい者であると、弱い者や敗れた者に対する慈悲も武士道の中に生きています。

そのほか、礼、礼儀作法ですね、信用と誠実、名誉と恥、忠誠心など、新渡戸稲造は武士道の心を説いています。

これらのことが今の日本人にどれだけ大切であるか、必要であるか、今こそみんなで考えなければならぬときだと思えます。このことは、今ここにいる皆さん、議員も含めて、執行部の部課長さんとともに胸に手を当てて考えなければならぬことだと思えます。市長を初め、市の行政にかかわっている皆さんも率先して武士道を読もうではありませんか。那須塩原こそ、この基本から再スタートしようではありませんか。先生方だけでなく、市民全体の資質向上につながっていけばと考える次第です。どう思われますか、お伺いします。

[発言する人あり]

○議長（君島一郎議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） 答弁がなくても結構ですけれども。

日本の独特の美しさ、これはまだまだ日本中に残っています。この美しい日本の文化を少しでも多く残していくのは、この時代に生きる我々の責任だと思えます。那須塩原市の学校の先生には、特に夏休み、夏休みは長く休めますから、2冊、3冊、この武士道に限りませんが、いい本を選んでぜひ熟読してもらい、それをやるべきだと思います。学校の先生の質を高めることこそ、今、大事なことはないでしょうか。そのことがどれだけ子どもたちによい影響を及ぼすかはかり

知れません。

今、学校の教師に必要なのは、先生自身を強くすること、自信を持てるようにすること、それによって学校教育の未来は開けてきます。教育は、先生の側から教えるものなんです。先生と生徒は同等だとか同じ目線だとか、そんなことは大間違いですね。それだけでなく、しつけは、教育は成り立たないんです。先生が正しいと思う価値観を上から教えなければできないんです。それだけに先生の資質の向上が、これはもう絶対に必要なんです。今、教育に大なたを振るわなくて、いつやるんですか。教育長に全面的に期待したいと思えます。ひきょうを憎む心とか、勇気、正義、忍耐、慈愛、誠実、誇りといった武士道精神を今こそ取り戻そうではありませんか。いかがでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 冒頭から議員の熱い思いを聞かせていただきまして、ありがとうございます。

私は実は、最初にお答えした後、この「武士道」について先生たちに読んでほしいということと同時に、ぜひ大人の人にも読んでほしいというようなことをおっしゃらないんでしょうかというふうにお聞きしようと思ってしまったんですが、先生方ももちろん、やっぱり私は大人の人こそこの武士道について理解をするという、これに限らずですけれども、そういったことが大切だと思います。

なぜかという、やっぱり子どもたちにとって影響を与えるものは学校の先生だけではありません。ふだん接している大勢の大人、家庭あるいは社会、そういった方々もやっぱり同じような思いで子どもたちにしっかりとかわっていく、そういった気持ちこそとっても大切にしなきゃならな

いことではないのかなというふうに考えております。

また、この議員が勧められます「武士道」につきまして私も読んでおります。先生方には、これに限らず、私が読んで心にとまった書物につきましては機会あるごとに紹介をさせていただいております。ただ、読みなさいとは言いません。こないいい本がありました、私はこんなふうな感想を持ちましたというふうなことでお話をさせていただいているところであります。

ただ、この「武士道」で述べられているものは、古来から日本でとても大切にされてきた心であろうというふうに思っています。これは長く、鎌倉から制度的には確立したわけですが、武士を中心とした社会がずっと続いてまいりました。その中でさまざまな影響を受けながら、こういった心得といったものが成熟してきたんだろと思っています。

現在、日本では道徳教育が全国各学校でしっかりと実施をされております。ここには、議員もご承知と思いますけれども、発達段階に応じて19から22の数の徳目が挙げられ、それに基づいて子どもたちが考える、議論する道徳というものが昨年度から実は始まっております。この中にも「武士道」の中に書かれてあった、先ほどもおっしゃいましたけれども、さまざまな道徳的価値というものがありましたけれども、そういったものが徳目の中にしっかりと位置づけられています。

これは必ずしも「武士道」という書物に影響を受けたということではなくて、日本の道徳教育の中の徳目としてこれは古くから日本に根づいてきた大切なことということで整理されて、そうやって徳目としてあって、子どもたちがそれを学んでいるというような状況にありますので、このことにつきましてはぜひ、徳目としてどういうものが

挙げられているのかということは、広く保護者の方や一般市民の方にも理解をしていただくということこそ大切なことじゃないのかなと、このように私は考えております。

○議長（君島一郎議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） いい答弁をいただきました。

それで、読めとは言えないとおっしゃいましたが、読みなさいという言葉を使わなくても、夏休みに何冊か本当にいい本を先生方に提供して、そしてできれば感想を書いてもらうというぐらいのことをやってもらえれば熟読してくれるんじゃないかなという思いでいっぱいです。

それで、この項の最後に、先日の報道でも、海外においては災害や騒乱が起きた際には、人々がテレビカメラの前でもさして悪びれもせずに物品を建物の中から運び出して、略奪の光景をよく見せられます。日本の震災ではまだそのような光景は見られません。日本ではまだ、困り果てて途方に暮れている人間につけ込んで物品を奪うという火事場泥棒は、ひきょうな行為と考える美風が残っています。

また、先日、山口県の周防大島で行方のわからなくなっていた2歳の子どもを山の中で見つけた尾島春夫さんのように、やるべきことをやっただけだよとたんたんとしている、武士道精神を受け継いでいる人もいるんですね。これは本当にうれしかったです。尾島さんのような人が那須塩原市に一人でも多く育つことを本当に願ってやみません。

また、つい数日前にはテニスの大坂なおみさんが全米テニスで優勝して、テレビに映るその謙虚なすがすがしい姿、インタビュー、本当に大和なでしこをほうふつとさせるものがありました。まだまだ日本も捨てたものではないと勇気をもら

いました。

人間社会の中でどのように生きることが大切なのか、ついほったらかしにしてしまったりしていることに気づくことがあると思います。長い間育まれてきた武士道の精神とは何であったのか、今こそそのよいところに気づいて見直そうではありませんか。

ということで1番は終わりますが、この(1)の質問では藤原正彦さんの文章の中から引用したところがありますので、お断りしておきます。

(2)に入ります。

この8月に、会派の研修で山口県萩市を訪問しました。そこで、明倫小学校を中心とした萩全小学校の朗唱教育、朗読の教育ですね、朗唱教育について明倫小学校の校長先生から研修を受けてまいりました。

朗唱は、昭和56年度から初めてもう39年目になるとのことでした。その狙いは、激動の時代を生き抜いた教育者、兵学者である郷土の萩の先覚者、吉田松陰先生に誇りを持ち、郷土を愛する心を育てると。松陰先生の生き方に学び、より高い自己実現への意欲を高めるんだと。また、早朝の朗唱により心の安定を図り、落ちついた気持ちで学習へ取り組む意欲を高めるんだと。また、松陰先生の言葉と道徳の内容、項目を対応させて、道徳の時間を初めとした全ての教育活動の中で松陰先生の教えや生き方を自分の行動の判断基準の一つとして、よりよく生きようとする心や態度を育てるとして、その内容に合うものを選んでいくそうです。

そして、そのためには、先生、教師に対してまず明倫学校についてのプレゼンを行うんだと。そして、松陰先生の生き方についての理解をしてもらう。そして、新しい先生にはさらに特別の学習をするんだと。また、若手教員に対しては、特に

みずからの行動を自覚して、律していくことを学習してもらおうということをいろいろ考えていますね。

それでは、どんな言葉を朗唱するかというと、二、三例を挙げますと、小学校1年生、小学校入ったばかりの1学期ですね。まず、「今日よりぞ幼心を打ち捨てて 人と成りにし 道を踏めかし」。今までは親にすがって甘えていましたけれども、小学生となったきょうからは自分のことは自分でして、友達と仲よくしましよと。これを小学1年生に暗唱させるんですから、最初はかなり難解なことだと思われま。す。「今日よりぞ 幼心を打ち捨てて 人と成りにし 道を踏めかし」。

そして、2年生の1学期ですね、「万巻の書を読むにあらざるよりは いづくんぞ 千秋の人たるをえん」。なかなか難しいですね。多くの本を読んで勉強をしなければ、どうして名を残すような立派な人間になることができようか、しっかり勉強しなさいよということを言っていますね。本を読んで勉強しなければ立派な人間にはなれないよと。「万巻の書を読むにあらざるよりは いづくんぞ 千秋の人たるをえん」と。こういういいことを言っているんですよ。

また、3年生、これ2学期ですけれども、「志を立てて以て万事の源と為す 書を読みて以て聖賢の訓えをかंगाう」。難しい言葉がいっぱい出てきますけれども、何事をするにも志がなければ何にもならないんだと、だから志を立てることが大事であると。書物を読んで、聖人、賢人の教えを参考として自分の考えをまとめることが大切であると。本当に志が大切だと。それには書物を読んで参考にしなさいと。「志を立てて以て万事の源となす 書を読みて以て聖賢の訓えをかंगाう」ということを小学3年生に読ませています。

○議長（君島一郎議員） 金子議員に申し上げます。

質問の趣旨を簡潔に述べるようにしてください。

○23番(金子哲也議員) はい。最大限簡潔にしているつもりでやっております。

もう一つだけ。

小学1年生3学期の朗唱です。「親思う 心にまさる親ごころ きょうの音づれ 何ときくらん」。「きょうの音づれ」というのは、吉田松陰が切腹を命じられたそのときの辞世の句なんですね。そのことで、子どもが親を慕う気持ちよりも、親が子を愛する親心はどれほどまさっているだろうか。今、切腹せよと、今死なねばならぬ私の便りを故郷の両親が知って、息子が先に死ぬことがどんなに悲しいことだろうか、親のつらさをおもんばかっていますね。「親を思う 心にまさる親ごころ きょうの音づれ何ときくらん」。この辞世の歌を小学1年生が毎日朗唱して、6年間忘れもしない。また、卒業してからもこの言葉は身につけているんですね。これはすごい教育ではないかと思えます。

那須塩原市でもこの朗唱をやることによって、子どもたちが10年後、20年後、今よりはるかに志を持って物事を深く考えて、正義感と慈悲深い優しさを備えることはもう確実であると考えます。今こそ、教育に革命を起こすことが必要なんではないでしょうか。明倫小学校の校長先生は、これらのことは萩市だけの宝ではないと言っているんです。日本全国でこの宝を保有して全国に広げたい、これを行っていきたくとおっしゃっていました。そして、これらのことを学びに年間30の団体が研修に来るともおっしゃっていました。

今、大変なときを迎えています。それをこれからも子どもたちの教育によってどれだけ時間をかけて日本をよくしていかなければ、未来が本当に開けていきません。子どもたちの間で携帯やゲームが多くの時間を占めている中で、この朗唱する

ことの大切さ、声を出すということは肉体を使うことですね、一体化していくんですね。言語と体がつながっていきます。暗記することがどれだけすごいか、声に出すことがどれだけ一体化して自分のものになっていくか、はかり知れないと思われれます。

那須塩原からも萩の朗唱教育の研修に行ってみる価値はあるのかなと思います。朗唱教育についても一度考えを伺いたいと思います。

○議長(君島一郎議員) 答弁を求めます。

教育長。

○教育長(大宮司敏夫) まず、明倫小学校等で実践されているもの、大変すばらしい教育実践だなというふうに私も思っております。

ただ、これは吉田松陰というすばらしい人物が輩出された土地、その歴史、そういうものが背景にあってこういう実践がされているものではないのかなというふうに思っています。ですので、これをそのまま本市に持ってきてというような考え方というのは、なかなかこれは難しい部分もあるんじゃないかなというふうに私は考えております。

最初答弁申し上げましたとおり、本市におきましても群読というようなこと、やっぱり美しい日本語を声に出してみんなでそろって言う、こういったものもある意味価値があるものではないのかなというふうに思っております、これはしっかりと本市におきましても実践されているところであります。

残念ながら、本市の歴史というのは萩のように長い歴史があるんじゃないかと、土地柄として、明治から開拓によって今のようすばらしい都市が形成されてきたわけでありまして、ただ、たかだか150年ですけれども、ここには先人の本当に並々ならぬ努力があつて今の那須塩原市があるということ、ここで考えたときには、私は、そういう先人たちが

にこそ本市の子どもたちはもっと学ぶべきところがあるのではないのかなというふうに考えるところもございませぬ。

ちなみに、わが郷土、那須塩原市、誇れる先人として名前挙げるとすれば議員からどんな名前が挙がってくるのかというのは私は楽しみにしているところもございませぬ。

○議長（君島一郎議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） 歴史が浅いということで、しかし先ほどもちょっと触れましたけれども、萩の長州の人たちも、もう単なる長州だけのことでなくて日本の宝だということを明倫小学校の校長先生もおっしゃっていました。これはもう国の宝だと。本当に、萩だけのものにしないで日本のものにしていければというふうに思います。

また、その群読を大事にしているということなので、これはもう非常にうれしい話です。そして、やっぱりこの群読を何日も何日も続けることで子どもたちの肉体の中にしみ込んでいくということは物すごく将来に向かって影響があると思いますので、これはぜひこれから少しずつ検討していただければうれしいなと思います。

さて、先日、連れ去られた幼い子どもが線路に横たえられて置き去りにされたという、本当に耳を疑う、こんな事件がありましたね。また、虐待に遭って食事も与えられなくて、幼児が、あしたはうまくやるから許してくださいと叫びながら書き残して亡くなった悲しい、悔しい出来事がありましたね。こんなことは、6年間毎朝、朗唱をしながら育った人だったら決してこんなことを幼い子どもにするはずがありません。あり得ないことですよ。

そして、こういうことに対して国はこのようにことを言っています。児童相談所の職員をふやす対策を考えようということで、虐待がふえて、相

談所の相談員がふえて、それも確かに必要なことであると思います。しかし、根本的なところで虐待を減らしていくことを考えなければ、もうこれはイタチごっこになるだけです。これはどうしても教育改革をしなければ、よくなるどころか悪くなるばかりになります。

しかも、今、教育改革をしても、子どもたちが学んで立派な大人に育つまでには10年、20年、30年と時間がかかるんです。そして、30年、50年の年月というのは、何もしないでそのままにほったらかしにしていると、あつという間に過ぎてしまうんです。ああ、もっと前からやればよかったなと言ってももう後の祭りですね。ですから、今、教育改革をやらなければ、ずるずる時間ばかり過ぎていってしまいます。

市長、そして教育長、このことは全部お二人の肩にかかっていると言っても過言ではないと私は個人的に思っています。教育を那須塩原市からぜひとも変えて、そして広げていってほしいことを強く要望いたします。

最後に、学校の成績が上がること、英語がうまくなること、知識が豊富になること、スポーツが優秀になること、これらも本当に大切なことではあります。しかし、これらのことは2番目、3番目のことではないかと私は思うんです。学校の教育は、子どもたち一人一人が人間として立派になること、教養を積むこと、社会の中でモラルを守れる人を育てること、社会の中に溶け込んで社会に役立つ人を育てることではないかと、これらをモットーに教育していくべきだと思います。

弱い人や困った人に目を向ける心とか手を差し伸べる心、学校の一番大切なのはその心を育てること、そういう人間を育てることではないかと思えます。そして、朗唱教育はそのような人間教育を培っていくには一番適していると考えられます。

教育長の手腕に大いに期待をいたして、私の一般質問を終わります。

○議長（君島一郎議員） 以上で23番、金子哲也議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を開催いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎発言の訂正

○議長（君島一郎議員） ここで企画部長から発言があります。

企画部長。

○企画部長（藤田一彦） 午前中の山本はるひ議員の一般質問の中でPPP、PFIで行っている事業はないとお答えをいたしましたが、指定管理者制度、業務委託、これら広い意味でのPPPに含まれるということでございますので、全くないということではございません。訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（君島一郎議員） 次に、教育長から発言があります。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 午前中、金子議員の質問の中で萩と本市の歴史の部分についてお話を申し上げた中で、本市の歴史は浅いというようなことでお話し申し上げましたけれども、本市におきましては古い遺跡等もありましてずっと脈々と人の

営みはありましたので、大きくまちが開けたという意味での歴史ということでございますので、言葉を補わせていただきたいと思います。

#### ◇ 相馬 剛 議員

○議長（君島一郎議員） 次に、10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） 議席番号10番、那須塩原クラブ、相馬剛です。

通告に従い市政一般質問を行います。

1、水防対策について。

平成10年8月当地域に発生した那須水害から20年が過ぎました。8月にはその追悼式が行われました。近年では、関東・東北豪雨や西日本豪雨など甚大な被害をもたらした水害が多発しております。

そうした中、ことし3月、那須塩原市水防計画（平成29年度改訂版）が策定されました。計画の目的は、地域における河川等の洪水、内水等の水災を警戒し、防御し、軽減することにより、公共の安全を保持するとしています。本市において最も重要な災害対策の一つが水防対策であると思うことから、以下の質問をいたします。

(1)水防の責任の中で居住者等の義務について内容を伺います。

(2)水防箇所における対処方法について伺います。

(3)内水の監視体制とその方法について伺います。

(4)予報、警報、特別警報、それぞれの発表基準を伺います。

(5)水防協力団体の概要と現状を伺います。

(6)水防倉庫及び水防器具、資材の現状を伺います。

(7)水防に関する近隣市町との協力体制について伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 相馬剛議員の水防対策について順次お答えを申し上げます。

初めに、(1)の水防の責任の中で居住者等の義務についてお答えをいたします。

市の水防計画は、水防法に基づき策定されております県の水防計画に応じて定めております。居住者等の義務につきましても県計画に準じて規定をしております。具体的には、常に気象状況、水防状況等に注意すること、水防管理者から要請があった場合には水防への協力をさせていただくなどでございます。

次に、(2)の水防箇所における対処方法についてお答えをいたします。

水防箇所における対処方法といたしましては、河川管理者による護岸の改修工事を初め、水防工法として堤防を守るシート張り工法や積み土のう工法、また水の勢いを抑える木流し工法などがあります。

本市には、特に対処が必要な箇所といたしまして県が指定をする重要水防箇所がございますが、県の護岸かさ上げ工事等の完了により、6カ所のうち4カ所は指定解除及び指定解除予定であり、残る2カ所につきましては堤防を守るための積み土のう工法により対処をすることとしております。

次に、(3)の内水の監視体制と方法についてお答えをいたします。

内水とは、豪雨時などに下水道や排水路などから水があふれ道路の冠水などを引き起こすものがありますが、そうした内水の監視体制といたしましては、市職員、消防団員等によりパトロールを行うこととしており、冠水等が確認された場合に

は速やかに通行止めなどの措置を行っております。

次に、(4)の予報、警報、特別警報、それぞれの発表基準についてお答えをいたします。

本市の気象に関する警報等は宇都宮地方気象台が発表するものであり、発表基準につきましても幾つかの判断基準があります。大雨に関しては表面雨量指数、土壌雨量指数、洪水に関しては流域雨量指数、1時間雨量などにより判断をすることとされております。

また、特別警報については、気象庁が発表するものであり、集中豪雨等により数十年に一度の降雨量が予想される場合などに発表されることとされております。

次に、(5)の水防協力団体の概要と現状についてお答えをいたします。

水防協力団体とは、水防団や消防機関が行う水防活動に協力する団体のことであり、その業務といたしましては、水防上必要な監視・警戒など活動への協力、資材や設備の提供を行うことなどとされております。

一般社団法人、特定非営利活動法人など国土交通省が定めた団体の申請に基づき市が指定できるものでありますが、現在、本市においては指定している団体はございません。

次に、(6)の水防倉庫及び水防器具、資材の現状についてお答えをいたします。

水防管理者は、県の水防計画により、河川、堤防護岸の状況等により市の実情に応じた水防器具及び資材を備蓄することとされております。本市では、黒磯地区に4カ所、塩原地区に2カ所の水防倉庫を設置してありまして、土のう袋、スコップ、かけやのほか、くいなどを備蓄しております。

最後に、(7)の水防に関する近隣市町との協力体制についてお答えをいたします。

水防法第23条により、水防のため緊急の必要が

ある場合には市町長は相互に応援することとされており、また管内の堤防等が決壊した場合または越水等が発生した場合には、隣接する市町に通報することとなっております。

そのほか、県内市町と災害時における市町村相互応援に関する協定などを締結しており、資器材、食料の提供のほか、車両、職員の派遣などを相互支援することとしております。

以上、答弁といたします。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） それでは再質問いたしますが、おおむねこの水防計画の中身に沿って再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、(1)の居住者の義務についてですが、居住者というのは全市民が対象ということなのか、それとも流域の住民が対象ということなのか、明確にさせていただければと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） 居住している方全て、市民というところであります。住民票の有無にかかわらず住んでいる方全員という、そういう解釈でございます。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） そうしますと、市民が水防管理者からの要請によって行動をしていただくというようなことになろうかと思いますが、その水防管理者からの要請というのは大体どういったものが想定されるのでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） 水防法におきましては、例えば現場で消防団員が活動しているときに水防作業が困難な場合、こういう場合には居住者に水防に従事させることができるという、そういう規

定がございますが、この規定は、本市の場合はそのままそれを運用するという今のところ想定はしておりません。

一番期待するところは、やはり速やかに避難をしていただく、速やかな避難に協力していただくというところが一番の要請でございます。そのほかには、例えば近くに住んでいる方、異常を感じたときには情報提供を求める場合もございますけれども、基本的には速やかに避難していただく、これが市からの要請になろうかと思っております。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） そうしますと、この要請があるということについて、市民、居住者に現時点でどのようにお伝えしているのでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） 一番、市が市民に求めています速やかに避難をしていただくという部分に関しては、ハザードマップ等をつくってそれをお配りして周知しているというところでございまして、もう一つ、異常が発覚した場合に情報提供という場合においては、必要に応じて要請するものですからあらかじめ周知というところは考えておりません。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） 水防管理者からこういう要請があつて、それに協力することが住民の義務ですよということを事前にお伝えしておく、そういう必要はないという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） 先ほど申し上げたように、市民の義務としては速やかに避難してくれというところでございますので、その部分に関しては十

分に日ごろから周知しているつもりではございますが、義務としてどうのこうのというところは改めて強調するつもりはちょっとございません。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） 了解しました。

(2)についての再質問でございますが、先ほどの護岸改修工事、それから堤防のシート張り、積み土のう、木流し工法、そういったことによって水防箇所の対処をするということだったと思いますが、これは、その判断基準というか、誰の責任においてそう決めて対処をしていくのでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） まず、河川の護岸工事につきましては河川管理者である栃木県知事の責任で行うというところでございます。おっしゃった水防作業については水防管理者である市長が行うというところでございまして、当然のことながら県と連携をして行っていくということだと思います。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） わかりました。

それから、重要水防箇所の一覧表というのがこの計画の中にあるかと思いますが、その一覧表の中で、箒川の宇都野地区の対策方法としては木流しというふうに工法としては書いてありますが、実際に関東・東北豪雨の際に、箒川地区において水防管理者から木流し工法をしなさいと、そういうふうなことは行われたのでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） ご指摘の関東・東北豪雨の際の箒川の宇都野地区においては、木流し工法は行っておりません。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） そうしますと、この別表3に書いてある水防の箇所とそれからその地域、そして対処方法、それからその対処方法が必要な総延長というふうなこの表は、関東・東北豪雨、箒川の上大貫からずっと決壊したんだと思いますが、それ以降にこの表はでき上がっているのでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） それ以前にこの水防計画はつくっておりました。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） 以前からこの地域については対処方法は木流しだったという理解を今しましたけれども、その時点で、対処方法はこういうふうになっているんですが、実際には行われなかった。どういうことで行われなかったということなのでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） 申しわけありません。ちょっと訂正をさせていただきます。重要水防箇所の指定については、決壊後に重要水防箇所に県が指定したという経過がございます。

今おっしゃったなぜ木流し工法をしなかったのかということに関しては、木流し工法というのはご存じのように、早期の部分で例えば土手がちょっと削れているなというときに、木を集めておもしろをつけて水が当たらないようにする工法でございます。

ご指摘の箒川の決壊に関しては、まず一番初めに夜だったということが一つあります。夜であって、想定外の大雨が降ったというところでございまして、当時、先ほど申し上げたように重要水防箇所に指定されていなかった箇所でありますの

で、なかなか最初の部分では発見ができなかったというところで、決壊寸前になって初めて気がついたというところがございます、その結果、木流し工法という措置はとれなかったという、そういうことでございます。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） それでは、同じくこの重要水防箇所の一覧表についてですが、熊川や蕪中川などの対処方法については積み土のうというふうな対処方法になっているかと思えます。

この積み土のうをする場合、当然、土のうが必要になるということになると思いますが、この蕪中川は対処方法をとるための総延長が520mというふうに書いてありますが、それだけの土のう等が、後ろの資器材の一覧表を見ますと、その資器材の一覧表と実際に対処する方法の土のうの数というのは余り合っていないんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） おっしゃるように、重要水防箇所に指定しております例えば蕪中川、想定される延長が520m、これに対応する土のうというのは水防倉庫に装備はしておりません。ただ、やり方として、例えば市役所であるとか消防署、あるいは協力団体と提携しておりますので、有事の際にはそういう方法をとって土のうを積んでいくと、そういう対応をしていく予定でございます。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） 資器材のところ再度質問したいと思います。

続きまして、重要水防箇所6カ所のうち4カ所は指定が解除または解除予定だということだったと思いますが、その箇所と、指定解除予定とい

うのはいつごろになるのかお伺いできればと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） ご指摘の指定解除の箇所でございますが、まず6カ所のうち、熊川の島方のところ、蕪中川の石林、この2カ所がことしの5月に解除されたところでございます。先ほどご質問のありました箒川の宇都野の2カ所、これにつきましては32年度に解除予定でございます。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） 再度すみません、その解除予定というのをどういうふうなことなのかご説明いただきたいと思えます。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） 決壊を受けまして県のほうで護岸工事をしたわけでございます。28年7月に竣工されたわけですがけれども、県のほうでは、工事が終わって即解除というわけではなくて3年ほど様子を見るといいですか、工事後の雨が降った状況等を経過を確認しまして、3年をおおよそ目安として、その後何もなければ解除という、そういう運びでございますので、28年7月から3年、それで32年度から解除、こういう予定ということで伺っております。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） そうしますと、その指定解除された部分については、例えば那須水害であるとか関東・東北豪雨とか、そういうものと同じような事態になった場合でももう安心だと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） 例えば那須水害による余

笹川、あとおっしゃるように関東・東北豪雨による笹川、その決壊したときの雨量に対応する、それを防ぐための護岸工事でありますので、そういう意味では安心という形なんでしょうけれども、ただ、最近の気象状況を見るとそれ以上の雨量、あるいはそれ以上のことが起きたときにはというところであるとちょっとそこまではというところがありますけれども、工事の前提とした那須水害や関東豪雨に対応するための工事というふうな形でよろしかったと思います。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） そうしますと、市としてはもっと大きな雨量の降る可能性もある、そういう想定もされているという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。  
総務部長。

○総務部長（山田 隆） 当然それは想定していなければいけないと思っています。現実に国交省においては、ハードだけではもう水害は防ぎ切れないというところを表明しておりますし、今後は水害が起こるという前提で、その後の避難等を含めてソフトをどうするということに力を入れていくということをございますので、当然、市もそれを前提に対策を立てていくと、そういうことをございます。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） 続きまして(3)番についてでございますが、監視やパトロールをする市の職員というふうなお話だったのですが、その市の職員というのはどのように決まっているのでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。  
総務部長。

○総務部長（山田 隆） パトロール体制につきま

しては、本庁、それから各支所ごとにそれぞれ、ゲリラ豪雨の連絡体系図であるとか緊急対応マニュアル、そういうのをつくってありますので、それに基づきまして班編成、パトロール箇所を決めて、有事の際はそこへ行ってパトロールをする、そういう体制になっております。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） それともう一つ、消防団「等」というふうにおっしゃいましたけれども、消防団のほかにパトロールをする方もいらっしゃるという、そういう理解なんでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。  
総務部長。

○総務部長（山田 隆） 一部、業者さんに委託している部分もございますので、そういう意味で「等」という言葉を使わせていただきました。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） そうすると、今度パトロールの内容なんですが、例えば分譲地内の私道で毎年冠水している箇所があると思うんですが、そういったところも職員のほうでパトロールはするのでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。  
総務部長。

○総務部長（山田 隆） パトロールにおいてはまず市道を優先にパトロールするという義務がございますので、そこはまず市道をパトロールします。ただ、私道についても冠水のおそれがあるところは当然パトロールはしますし、市民から連絡があったときにはそこへ行ってパトロールをすると、そういう体制になっております。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） 続きまして(4)番について再質問いたしますが、表面雨量指数、それから土壌雨量指数、それから流域雨量指数、まずこの

3つの違いをご説明いただきたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） これは気象庁のほうで警報等発表する際に参考にされる基準でございますが、まず表面雨量指数というところは、短時間大雨による浸水の危険度をはかる基準でございます。それから、土砂雨量指数というのは、名のとおり土砂災害に対する危険度というところでございます。流域雨量指数というのは、下流の洪水の危険度をはかるそういう基準でございます。詳しい計算はちょっと存じ上げておりません。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） 了解しました。非常に難しい計算があるという話は聞いてはおるんですが、ちょっとよくわからなかったものですから。

続きまして、その警報に当たって、この水防計画の5ページのところに、「水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない」というふうになっております。その水防活動に適合する特別警報と一般の特別警報というふうになっておりますが、この違いも、すみません、ご説明いただければと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） 水防計画の5ページに載っております水防活動の利用に関する警報でございますが、まず、気象庁のほうでは気象業務法という法律に基づきましてさまざまな大雨警報を含め特別警報を出しているわけですが、あわせて水防活動の利用に適合する特別警報を出すという、そういう決まりがございます。その規定にのっとった形がここの計画で言うところの8種類の計画でございます。その中に特別警報という言葉は入っていないというところでございます。

水防活動に一番影響になる洪水警報という部分でいいますと、洪水特別警報というのはもともと気象庁のほうにもないので、そういう流れでこの8種類の水防活動の利用に適合する警報というところで発表されるんじゃないかというふうに思っております。

〔「その8種類とは」と言う人あり〕

○総務部長（山田 隆） すみません、法律の定めが8種類でございます。計画に実際に載っているのはそのうち4種類でございます。すみません、訂正させていただきます。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） わかりました。

要は、水防活動に特別警報が出るような場合は活動されている方も全員避難しなさいと、だから特別警報というものはないんだと、そんなふうに関頭の中で理解していたんですが、そういうことではないということですね。わかりました。

それから、この予報警報及び特別警報については気象庁が発表するということになっておるわけですが、これは誰に向けてこの警報は出すということなんでしょうか。あくまでも市に対して出すのか、それとも住民全員に対してこの警報は発生されるものなんでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） 法律では気象庁はそういう警報等を発しなければならないという規定でありますので、当然、市でもありますし市民に対しても、そういう理解をしております。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） 実は、せんだっての日曜日9月9日、すみません、子どもたちの野球の試合で会津に行っておりましたら、ある時間に緊急災害警報というメールが、我々県外から行って

いたんですけれども全員に入ってきました。これは福島県の防災訓練だったんですが、本市でも緊急災害警報というそういうメールというのは、市外、それから県外から来た方、そういった方にも全部入るようなシステムというのはあるものなんでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） 緊急エリアメールだと思いますので、当然持っている方がその場所にいればそこで入るといふ、そういうシステムでございます。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） 了解しました。

続きまして、水防協力団体についてですが、国土交通省は、水防団、本市では消防団ということになるんだと思うんですが、その減少により地域水防力の弱体化が懸念されるため、民間企業や自治会、それから民間団体等を指定すると、その指定の対象をふやしていると、それから業務内容についても拡大しているということだろうと思いますが、本市においても同様の消防団の減少というものはあるかと思いますが、この水防協力団体指定というものを積極的に進め、取り組む考えはあるのかどうかお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） この水防協力団体につきましては、今回、ことしの水防計画の改正の中で規定の中に組み込んだわけでございますけれども、前回答弁の中で、水防協力団体として考えられるのはということで建設業協会というお話をさせていただきました。建設業協会とは既に防災協定を締結しておりまして、今、水防作業に関しては機能しているのかなと思っております。

今後、水防協力団体として指定が可能かどうかというのを検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） 国土交通省はボランティア団体なんていうのも範囲に入れておりますが、市でそういうところまで広げていくと、そういった考えはありませんでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） おっしゃるように、これボランティアが前提になっておりますので、先ほど申し上げました建設業協会のほかにどういう団体があるのかということを含めて検討してまいりたいと思っております。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） 続きまして、(6)水防倉庫と資器材ということになりますが、まず、前回平成28年だったかに質問した際に当時の総務部長から、水防倉庫の資材についてはその備蓄内容、それから管理体制が適正かどうかというものについては消防署、消防団と相談していくという答弁をいただいたところでございます。

そして、今回でき上がってきたこの水防計画の36ページに各水防倉庫の資器材等の明細が載っておるかと思いますが、これは、そういった消防団あるいは消防署と相談した結果こういうふうな一覧表になったと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） この水防倉庫資材の件に関しましては、前回ご指摘を受けまして、消防、消防団等と協議をしてきたわけでございますが、まず1番目にはやはり水防倉庫の役割とございます。

か、その位置づけについて話したところでございまして、この水防倉庫ができたのは昭和30年ごろに計画に載ったというところがございます。

当初の水防倉庫のあり方から現在含めると、護岸工事が進んだというところもありますけれども、当時と比べて情報伝達体制が格段に進歩したというところがございます。また、現在は民間業者との連携、物質等の連携もかなり進んでまいりましたので、そういう意味でいうと、この水防倉庫が今までどおり現地での最前線の拠点であるという位置づけから、むしろ補完的な、補助的な役割に変わってきたんじゃないかと、そこから始まりまして、そういう相談、協議の結果、別表9のような形の資材の一覧、そういう形になっております。そういうことでございます。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） すみません、私の記憶違いかもしれませんが、当時の部長は、法律に決められているので必ず必要ですという、そういった答弁だったというふうに記憶しております。

しかし、今回はあくまでも水防をする上でのサブ的な位置づけになっていると、そういう理解で今後も管理、それから年に1回、棚卸しですとかそういったことも、あくまでもサブ的なものだという、そういう位置づけにして管理していくと、そういう理解をしてよろしいのでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） おっしゃるとおり、水防倉庫については水防法に規定があって、当然、設置をしなければいけないという決まりがあります。ただ、その中でおっしゃるように役割、位置づけを変えていくというところがございますので、補完的な意味合いの位置づけにしたいという、そういうところがございます。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） そうしますと、この中身については何となく理解できるような気はいたしますが、例えば蕪中川の先ほどの石林地区の乃木神社の付近だと思うんですが、対処工法としては積み土のうとなっておりまして、総延長が520m、しかもそれが両岸ということになっておりますので、恐らく合計すると1,040mということになるかと思いますが、1,040m、堤防の積み方、いわゆるコの字形に土のうを積むとした場合に、前回も同じお話をしていると思いますが、100個で3mという計算をいたしますと、この1,040mを全部土のうで対応しようというふうに考えますと、きのう計算したんですが、3万4,700袋の土のうが必要になるということになります。全部足しても当然そんなことはもちろんないということになるということだろうと思います。

当時のそのときの部長は、実際には重機、それから近代的な機械、そういったものを使ってやっていくのが現実的だろうというお話がありましたが、今でもそういったお考えは変わらないのでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） 基本的にはそのとおりだと思います。3万個の土のうを実際にというところは不可能なので、まずは一義的には土のう積みでというのはもちろんでございますが、基本的に全部の区域をとったときにはやはり重機等を使ってやるということが現実的だと思っております。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） そうしますと、やはりそういう近代的な重機ですとかそういう機材を使うということになりますと、例えばのこぎりもこ

ここにあるような、今現状、水防倉庫にあるような  
のこぎり、それから器材もそういったものではなくて、恐らく電動のカッターですとかそういった  
ものが必要になるかと思えます。当然、そこには電気がありませんから、携帯用の発電機、ポータブルの発電機というものも必要になってくるんだらうと思えます。

そういうことで那須町の水防倉庫には全部発電機等、そういったものも全部完備しているというお話も聞いておりますが、消防署、それから消防団とそこまで相談をされた上でこの一覧表というのはでき上がったものなんでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） 先ほど申し上げたように、有事の際にはどういう対処をするかという、逆算していくと先ほど私が申し上げた形になるわけでして、水防倉庫ありきではないというところがございます。なので、那須町には那須町の考え方があると思うんですが、那須塩原市はそういう水防倉庫に対する考え方ということでございます。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） そうしますと、この一覧表に載っている計画で資器材等は十分ということだというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） そのとおりです。

ただ、今のままでずっといいのかという点もまたそれは検討の余地がありますので、集約化も含めて、資器材の数も含めて、今後検討していくことは継続していきたいというふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） 了解しました。

(7)番につきましては、さまざまな相互の支援に

対する協定もでき上がっているということでございますので、防災計画の中でそういったことも示されておりますので、再質問はございません。

この水防計画の目的というものは、初めに申し上げましたとおり、水害の警戒、それから防御、それから被害の軽減ということによりまして公共の安全を保持するというような目的だということでございますが、この計画で現時点で想定できる水害に対して十分に防御、それから被害の軽減まで十分図れると、そういう計画であるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） 議員おっしゃるとおりだと思います。そのとおり、この計画で、当面は体制でいきたいというふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） 了解しました。

私は、水防対策については、まず大前提としましては、市民の生命と財産を守ることが最大の目的であろうというふうに考えます。しかしながら、関東・東北豪雨の際にも箒川流域では、住宅への浸水、それから田んぼ等に土砂が流れ込むといったような、実際にそういう被害は出てしまっているわけでございます。そういったところも十分に計画で対応できるというふうに部長がおっしゃっておりますので理解しまして、この項の質問を終わりたいと思います。

続きまして、2、全国体力・運動能力、運動習慣等調査と本市の取り組みについて。

毎年、スポーツ庁において全国体力・運動能力、運動習慣等調査が行われており、その目的は、子どもたちの体力の現状を把握・分析することにより、子どもたちの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、改善を図るとしてあります。

調査対象は小学5年生と中学2年生全員であり、握力、50m走など8つの項目について調査し、その記録を点数化した結果が公表されております。その結果の中で、小中学生の状況を県・国の平均と比較し、現状と本市の取り組みについて質問いたします。

平成29年度調査結果では、栃木県は、これ県です。栃木県は小学校5年生男子が体力合計点で全国40位、女子が21位、中学2年生男子が36位、女子が22位でございました。これに対し、本市の小学5年生、中学2年生の男女とも全国平均を上回っており、小学5年生男子の54.43点は全国18位に相当する点数、それから女子の57.51点は県の順位として全国9位に相当する点数、それから中学2年生男子の42.47点は全国22位相当、さらに女子の52.48点は全国5位の県の平均に相当する結果となっております。

また、過去5年間の結果を見ますと、ほぼ全国平均を上回る結果となっておりますが、中学2年生男子においてはそれを下回る年も多く、小学生から中学生になる時点で伸び悩む傾向にあると考えられます。

そこで、(1)小学生の調査結果について所見を伺います。

(2)中学生の調査結果についての所見を伺います。

(3)小学生の握力と50m走が過去5年間、全国平均を下回っておりますが、今後の取り組みについて伺います。

(4)中学生の立ち幅跳びとボール投げが過去5年間、全国平均を下回っているが、今後の取り組みについて伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） それでは、2の全国体

力・運動能力、運動習慣等調査と本市の取り組みにつきまして順次お答えをさせていただきます。

初めに、(1)の小学校の調査結果についての所見をお答えいたします。

平成29年度は、男女とも体力合計得点は全国平均を上回っておりますが、握力、長座体前屈、50m走、男子のボール投げ及び立ち幅跳びにつきましては全国平均には及ばないという結果となっております。

全体的に握力、柔軟性、走力に課題が見られることから、体育の授業だけではなく、学校教育全体を通して中で体力向上が図られるように取り組んでいるところであります。

次に、(2)の中学校の調査結果についての所見をお答えいたします。

平成29年度は、男子は立ち幅跳びとボール投げ、女子は長座体前屈につきましては全国平均に及びませんでしたけれども、体力合計得点は男女とも過去5年間で最も高い値となりまして、全国平均を上回る種目が一番多いという結果になっております。

体力向上に積極的に取り組み、成果を上げている日新中学校の例をご紹介申し上げますと、体力テストを生徒主体の運営として校内記録に挑戦したり、運動部以外の生徒でも楽しく活動できる工夫をしたりするなどの取り組みによりまして、「毎日カップ」といいます体力づくりですぐれた成果を上げている中学校を表彰するコンテストにおきまして、昨年度、全国2位に当たります日本学校体育研究連合会賞、こういったものを受賞しております。

これらの取り組みをほかの学校にも紹介したところ、意欲的に取り組む学校がふえてきておりまして、それが今回のよい結果につながったものと考えております。

次に、(3)の小学生の握力と50m走が過去5年間、全国平均を下回っていることに関する今後の取り組みについてお答えいたします。

握力につきましては、意図的に遊具や鉄棒を活用する機会を設け、握る活動をふやすような取り組みを、また50m走につきましては、全力で走り切る活動を体育の授業の中で意識して取り入れるなど、各学年の課題を意識した活動を各学校におきまして取り組んでいるところでございます。

最後に、(4)の中学生の立ち幅跳びとボール投げが過去5年間、全国平均を下回っていることに関する今後の取り組みについてお答えいたします。

立ち幅跳びにつきましては意図的に準備運動に取り入れる活動をしておりまして、ボール投げにつきましても、測定に使用するボールがふだん使用しないハンドボールでありまして、なれも必要となることからハンドボールを使用した動作を多く体験できるよう工夫をするほか、正しく投げる動作につきましても意図的に授業や遊びに取り入れるなどの取り組みを行っているところであります。

これらの成果があらわれたのか、ボール投げにつきましては、女子においては平成29年度は過去5年間で最高値となりまして、男子においても年々値が高くなってきていると、このようなことでございます。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） それではまず最初に、前回、体力の合計点の県の平均で小学生男子の最高点というのは、これは県単位でございますが、福井県の57.92点、最低が愛知県の52.13点、小学生女子では最高点が秋田県の58.78点、最低が神奈川県53.64点、また中学生男子では最高点が福井県の45.89点、最低点が神奈川県の40.09点、中学生女子の最高点は福井県の54.28点、最低は

北海道の46.19点でございました。

それを踏まえて再質問をいたしますが、平成26年に同様の質問をした折、平成20年から平成24年の5年間については低下傾向にあるというようなご答弁でした。今回は男女とも全国平均を上回り上昇する傾向にあるというふうに思いますが、その要因を再度分析をされておりますでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 今おっしゃられるとおおり、いい傾向になってきているというのは、各学校がそれぞれ努力をしてきているからこそこういう結果になっているということで、私も大変うれしく思っているところでございます。これにつきましては、実は平成25年度からですけれども、各学校ごとに体力向上計画というものをしっかり立てていただいております。

その中で、体力テストの結果をそれぞれの学校の分析をしまして、課題、それから成果、こういったものを確認した上で、当然のことながら、課題として取り上げられるものにつきましては今後どのような対策をとっていかとといったこと、それもこの体力向上計画の中に盛り込んでいただくというようなことを毎年やってきており、体力テストの結果を受けての体力向上のいわゆるPDC Aサイクルがうまく回ってきていると、そういうことがこういうようないい結果となってきているのかなと、こんなふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） そこで、小学生については握力、柔軟性、走力向上に学校教育全体で取り組むというようなお話でございましたが、学校教育全体というのは具体的にはどういう取り組み、今おっしゃられたことなのか、それともきちんとした取り組みがあるのかお伺いできればと思いま

す。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） これらの取り組みについての具体的なものということでございますけれども、まず握力につきましては、これは意図してそういうようなことをやらなければならない部分の一つかなというふうに思っておりますので、遊具とか鉄棒、そういった握る運動、あるいは生活面では例えば雑巾を絞るとかそういうようなことを意識して、そういった動作を生活の中に入れて込んでいくというようなことがあるかと思えます。

一例ですが、学校によってはハンドグリップ、こういったものをさりげなく校舎内に置いておいたり教室の中に置いておいたりして、子どもたちがそれを利用するとか、そのようなことをやっている学校もございます。

柔軟性につきましては、これは体育の授業で積極的にそういったものも取り入れているわけでありまして、このほか部活動、スポーツ活動の中での準備運動、こういったものにも意識して取り入れてもらっております。

走力ですが、これは授業の準備運動の中で子どもたち、ふだんなかなか思いっきり走るという機会が多くありませんので、こういったものを取り入れて全力で走り切る、そういった活動をしっかりと意識して取り入れていったり、あるいは学校によってはサーキットトレーニングということで、校庭にある遊具をうまく使って走るとか投げるとかあるいは柔軟性を増すとか、そういったもので遊びながら少しずつその力を上げていく、そういった取り組みをやっているというような状況でございます。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） 私は学校体育での授業

が一番重要であろうというふうに思っておりますが、体力テスト等をきちんと意識して授業に取り入れていると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 先ほど申し上げましたとおり、うまく授業と組み合わせながらということになりますが、やはり一番は体育の授業、これは計画的に目的をしっかりと持ってやるわけでありまして、一番そこは充実させなければならないところでありまして、学校もそれに力を入れておりますが、やはり子どもたちの生活全体を見ますと外遊びをする機会が以前と比べてかなり減ってきているのではないかなと思っております。

そういうところで、体育の授業と日常生活がお互いに補完しながら子どもの運動能力というのは上がってくる部分があるかと思っておりますので、そういった意味でも補えない部分をしっかりと体育の中で意図的に取り入れていく。

しかも、以前ですとどちらかというと楽しい体育というような傾向がいつときありましたけれども、やはり私は、楽しくありながら、しかも汗を流して、ああ疲れた、でもまたやりたい、そういうような体育の授業を目指していければというふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） 握力、それから走力、それから柔軟性を本当に確保しようと思っておりますと、当然、物すごくつまらない作業をしなくてはならないということになるかと思っておりますので、授業での工夫が必要なんだろうと思っております。

続きまして、(2)の中学校の結果については過去5年間で男女とも一番高い点数になったということでございますが、それについても要因は分析は

されているのでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 中学校につきましては、議員ご理解のとおり、小学校に比べるとはるかに全体的な運動量は上がってきております。それを適切に伸ばしていくという意味では、特に体力テストに対する先生方の意識というのをさらに高めていくことが一つのポイントかなと思っておりまして、そういった部分で先生方の意識が大きく、いい方向にさらに向いてきていると、そういったことがあるのではないのかなと思います。

ですので、最初にお答え申し上げましたとおり、例えば日新中の例に挙げられますとおり、こういった機会を捉えて、やっぱり生徒がそういう体力向上がとても日常生活の中で大切になってくる、重要なことだということを意識させて学校全体で取り組んでいくような動き、あるいは県のほうにおきましても新体力テストの優秀校表彰といった、そういったものも出てきておりますので、ある意味、一つの向かう目標というものをはっきりと示すというのも中学生にとっては一つの大きなはずみになるのではないのかな、そういったものがここに出てきているんじゃないのかなと、こんなふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） わかりました。

しかしながら、最初に述べたように、中学生男子は小学校から中学校になるときに伸び悩む傾向にあるように、この全部の体力テストのデータを見るとそういうふうな感じがしますが、その辺についてはどのように思われますでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） おっしゃるとおり、デー

タを比べてみますと、小学校のときのデータとそれから6年、中1、中2とずれてきたときの値を確かに比較してみますと、ちょっと伸び悩んでいるという傾向はあると思います。

これは何が要因かというのはなかなか難しい部分ではありますけれども、やはり子どもたちの体の変化というのもあつたりしますので、さまざまな要因が絡んで結果的にそういったことがあらわれてきているところもあるかなと思います。これにつきましては少し長く見ていかなければはっきりとしたことは言えないかなと思いますが、こういった現状があるということを我々踏まえながら、それを改善していくように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） 男子の場合はどうしても中学2年生ですとまだ子どもの体形という子ども結構いらっしゃって、女子の場合はもうほぼ中学2年生ですと大人の体形に近くなっていますのでぐっと伸びますが、男子は、これが高校2年生のデータをとると一気に上がってくるというようなこともあるだろうというふうな想像はしておったんですが、了解をいたしました。

そうしますと、(3)番の今後の取り組みについてでございますが、握力についてはずっと下降傾向にあります。それについては全国平均も下降傾向にあるということでございますので、同じようなことで取り組んでいただくしかないだろうというふうに思います。

50m走については、全国平均は横ばいでございますが、那須塩原市は若干伸び悩んでいるという感じはしておりますが、学校では学年ごとに課題を意識した活動というのはどういった活動を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） まずは小学生の握力でございいますが、日常生活の中で、先ほども申し上げたとおりなかなか握るとい動作が入る、そういったものが以前より減ってきている部分もあるのかなと。以前は校庭にも登り棒があったりして、よくそこに子どもたちがぶら下がっている光景がありましたけれども、なかなかそういったことが少なくなってきたという部分があります。

そのとき、こういった遊具、今申しあげました登り棒であったり、うんていや鉄棒あるいはジャングルジム、こういったことをうまく利用して、やはり遊びを通して握る動作を多く取り入れた、そういった活動を積極的に取り入れていくことが大切というふうに思っております。

あと、50m走につきましても、ある一定の距離を全力で走るという動作、なかなかふだんの中ではないわけでありますので、こういった部分につきましても遊びの中で、なかなか今、子どもたち外遊びが減ってきておりますけれども、例えば鬼ごっこのようなものをもっともっと、校庭を所狭しと子どもたちが額に汗して遊び回る、こういった光景が各学校でもっともっとふえていくようにお願いしていきたいと、こう思っております。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） 了解いたしました。

続きまして(4)番についてですが、中学生の立ち幅跳びにつきましては、平成25年から28年までずっと下降傾向でありましたが、29年度に男女とも飛躍的に上昇しておりますが、これは意図的に準備運動に立ち幅跳びを入れたというようなお話だったので、それだけでこれだけ伸びたと、そういう判断をされているのでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） やっぱり一番大きいものは、今おっしゃったように、準備運動の中に意図的にそういった動作を入れてきたことが一番大きな成果かなと。それ以外の部分も多少あるかと思いますが、そんなところが主な要因かなというふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） さらにもう一つ、中学生のボール投げについても平成25年から28年までずっと横ばいで来ておりますが、29年度には男女とも最高点になっていると。女子については全国平均を上回る結果というふうになっておりますが、ただハンドボールになれたと、そういったことだけでこういう結果になったというものなんでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） なれると同時に、投げる動作というものを繰り返しいろいろな機会に身につけていくということがきちんと遠くまで飛ばせるということにつながるわけで、そういったものの積み重ねがこういった結果となってあらわれているのかなというふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） 平成29年度の結果とこれまでのご答弁をお伺いしていますと、体力・運動能力の調査項目を意識して、そしてそれに対して意図的に取り組んで、結果がこの点数の上昇につながっているという、そういう判断だという理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 一人一人、運動能力というのはおのずと違いますが、その子、その子なりのバランスのとれた体力の向上、こういったこと

をしっかりと目指していくということが大切で、その中で弱い部分をどんなふうにして少しずつ持ち上げていくか、そういった取り組みなんかを意図的に行ってきたことによって結果としてこういういい結果になったということで、大変うれしく思っています。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） 平成26年ですか、同じような質問をさせていただいたときにはずっと下降傾向で、そのとき栃木県自体も全国の最下位を争うような状態で、そこにやはり関東で埼玉県がたしか入っていたんですが、実は平成29年度、埼玉県の点数を見ましたら、もうベスト5に入るぐらいの点数まで上がってしまいました。なかなか栃木県はそこまで届かないというところでございますが、那須塩原市は大分上がったなという、そういった印象がございます。

そこで、この調査の結果というものは、子どもたちや保護者にもきちんと説明、そうしたお伝えはしているものなんでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） このテストの結果でございますが、これにつきましては個票が一人一人出てまいりますので、そういったものを子どもたちに配付するわけでありませけれども、これもただ渡すだけではなくて、例えば夏休みに行われます個人懇談など、直接、保護者の方とも会う機会がありますので、そういった折にさまざまな子どもたちの活動の中の結果として、こんなところがありますというようなことを説明しながら保護者のほうにも伝えて、あるいは子どものほうにも伝える、そういった学校がほとんどだと思います。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） ここ二、三年ですが、

全国大会などに行って全国のスポーツの指導者と会話をする際に、最近の先生方は選手のプレーを見て、あの子は意識が高いねとか、あのチームは意識が高いねという言葉が最近よく出てきます。五、六年以上前、もっと前ですと、あの子は能力が高いねと、それからあのチームは強いねと、そういう会話をしておったんですが、最近はまだ先生方もみんな、意識が高いねという、そういう会話をしております。

やはりこの調査結果項目についても、学校、それから子どもたちも意識をして、そして取り組みも意図的にそういったものを取り組んだことによってこういった結果が出ているんだろうというふうに私も思います。

そこで最後になりますが、意図的に取り組む上で目標設定をして取り組んでおられるのかどうか伺いたいと思います。例えば最初に申し上げた全国の県の平均点の最高点との那須塩原市の点数の差を出しますと、小学生男子で3.49点、女子が1.27点、中学生男子が3.42点、女子が1.80点というふうになっております。

前回の質問の際には、当時、教育長は、子どもたちの体力が一番高かったのは昭和60年が一番高くて、国もそこに戻すのが目標だというようなお話をいただいていたかというふうに思います。本市においてはどの辺を目標設定をされて取り組まれているのか、また今後取り組んでいくのかお答えいただければと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） まず、子どもたちの体力向上に向けての部分でやっぱり一番大切なことは、議員も先ほどおっしゃいましたとおり、いかに子どもたちが意識をするかということで、これがやっぱり大切で、自分の現在を知って、ここからど

こまで高めようか、そのために自分は何をしたらいいのかという、そういう意識、意欲を持つことが一番結果を出すときには大切なことであろうというふうに思っております。

ですから、初めに目標ありきではなくて、個々の目当てをしっかりと持たせる、そういう意識づくりをする。そこを大切にしながら、もちろん本市としましてもさらに全体的にもっといい結果になっていけばいいわけでございます。

ですから、全国平均をいずれも上回っていく、さらには高い値になっていく、そういったことも意識をしているわけではありますけれども、とりあえず学校では、本県の教育振興基本計画2020におきましても、本県としては平成32年までには例えば小学校男子でいきますと53.44、それから小学校女子ですと55.66、中学校男子ですと41.92、中学校女子ですと49.62というような、こういったものも出ておりますので、こういったものを当然意識して、こういったことを一つの目標として頑張ってみようというようなこともやっておったりします。

こういったものも含めまして、各学校におきましては全国平均と比較したときに積極的な分析を行いまして、それぞれの各学校のさらに伸びるところ、あるいは伸ばすところ、そういったものをしっかりと把握して、冒頭申し上げました体力向上計画の中にしっかりと組み込んでいく、そういったことが今後さらにいい結果として出ていくんだろうと。やはり目標ありきではなくて、そこに取り組むプロセス、一人一人の意欲、そういったものを今後大切にしていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） 想定内のお話でしたが、やはりどこかに目標というものがある

てもいいのではないかなと。先ほど全国の最高点というものを全部申し上げましたが、そこを目標にするというのはなかなか難しいのかなというふうに思ったりはしますが、でもそこもやっぱり子どもたちに伝えて意識していただいて、そういったことがあるということを意識の中に入れていただいて取り組んでいただいたほうがよりよい結果になるのではないかなというふうに感じるところでございます。

子どもたちの体力・運動能力の向上につきましては、けがや病気の予防に重要であるというふうなことと同時に子どもたちの意識の向上にもつながり、将来的那須塩原市全体が、人がつながり新しい力が湧きあがるまちになっていくんだろうというふうに思います。学校全体と子どもたちみんなが取り組む目的を理解していただいて、そういった目標を意識していただきまして活動を行うことによって、さらに成果となるよう期待いたしまして、私の一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（君島一郎議員） 以上で10番、相馬剛議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎発言の訂正

○議長（君島一郎議員） ここで総務部長より発言

があります。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） 先ほどの相馬剛議員の一般質問の中で、重要水防箇所6カ所のうち指定解除4カ所の回答をさせていただきましたが、そのうち「蕪中川」の「石林」がことし5月の解除というふうに回答をしましたが、正しくは「百村川」「緑1丁目」の間違いでございます。申しわけありません。訂正させていただきます。

◇ 田村正宏 議員

○議長（君島一郎議員） 次に、3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 議席番号3番、田村正宏。通告に従いまして市政一般質問をさせていただきます。

長寿化時代のセーフティーネットについて。

国立社会保障・人口問題研究所発表の最新データによれば、現在約1億2,700万人の日本の人口は40年後に9,000万人を下回ると予測されています。これほど急激に人口が減るのは世界史において例がなく、我々日本人は長い歴史にあって極めて特異な時代を生きていくこととなります。

一方、その間、65歳以上の人口は、約3,400万人から、団塊ジュニア世代が全て70歳以上になるとされる2042年に約4,000万人で、ピークに達すると予測されています。ちなみに、そのデータには、2015年に1,397人であった那須塩原市の90歳以上の人口が、2045年には5,185人になると予測されています。

人口の総数が激減し高齢者が激増する中で、今後、多くの痛みを伴う改革なくして社会保障制度を維持していくことはできないでしょう。そのよ

うな状況下にあつて今後さらなる格差の深刻化が予想される中、行政にとっての最重要課題の一つは、社会的弱者に対するセーフティーネットをいかに維持・充実させていくかではないでしょうか。

そこで、本市における現状と課題を共有し、地域福祉向上のために、以下の事柄について伺います。

(1)本市の生活保護及び生活困窮者自立支援の現状と長寿化に伴う課題について。

(2)本市の要介護認定者等の現状と長寿化に伴う課題について。

(3)セーフティーネットとしての市営住宅の必要性と長寿化に伴う課題について。

(4)食のセーフティーネット及び食品ロス削減取り組みとしてのフードバンクの必要性と長寿化に伴う課題について。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 田村正宏議員の長寿化時代のセーフティーネットについて順次お答えをいたします。

初めに、(1)の本市の生活保護及び生活困窮者自立支援の現状と長寿化に伴う課題についてお答えをいたします。

本市の生活保護の現状につきましては、平成30年7月末現在において756世帯928人が生活保護を受給しており、受給世帯のうち65歳以上の高齢世帯は472世帯であり、全体の62.4%を占めております。

生活困窮者自立支援の現状につきましては、自立相談事業と家計相談事業を市社会福祉協議会に委託しており、平成29年度の新規相談件数は139件であり、このうち家計相談を含むものが78件と

なっております。

長寿化に伴う課題につきましては、高齢世帯の増加及び保護受給期間の長期化が見込まれ、生活保護給付費等の増加にどのように対応していくかが課題であると考えております。

次に、(2)の本市の要介護認定者等の現状と長寿化に伴う課題についてお答えをいたします。

平成29年度末の要介護認定者数は4,309人となっております。

長寿化に伴う課題につきましては、要介護認定者数の増加に伴い介護サービス等給付費の増加が想定され、被保険者の保険料及び行政の公的負担の増加などにどのように対応していくかであると考えているところであります。

次に、(3)のセーフティーネットとしての市営住宅の必要性と長寿化に伴う課題についてお答えをいたします。

市営住宅は、高齢者に限らず住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に整備をしております。長寿化時代のセーフティーネットとしても必要であると考えております。

また、長寿化に伴う課題につきましては、高齢者に配慮した市営住宅のバリアフリー化への対応であると考えております。

最後に、(4)の食のセーフティーネット及び食品ロス削減取り組みとしてのフードバンクの必要性と長寿化に伴う課題についてお答えをいたします。

本市が活用しているフードバンクは、NPO法人とちぎボランティアネットワークが運営しており、市社会福祉協議会が窓口となっております。

フードバンクにつきましては、食料に困窮する方に速やかに食料品を提供できること、企業等から廃棄せざるを得ない規格外食料品を譲り受けることで食品ロス削減となることから、必要性が高

いものと認識をしております。

また、長寿化に伴う課題につきましては、今後需要が高まることに伴う食料や保管場所の確保が課題であるとNPO法人とちぎボランティアネットワークから聞いているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） ありがとうございます。

それでは、(1)から順次再質問をさせていただきます。

まず、生活保護受給者数の直近3年間の推移についてお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、過去3年間の生活保護世帯の数ということでお答えさせていただきます。

平成27年度末、保護世帯が811世帯、人員が1,042人、平成28年度末、786世帯993人、平成29年度末、757世帯928人でございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 生活保護世帯の受給者数に関しては、私はずっと1,000人強というふうイメージをしていて、今ご答弁をお聞きして、いつの間にこんなに減ったんだというふうには正直びっくりしたところであります。たしか27年度、26年度も千飛び台の数字で横ばいで推移していたと思うんですが、今聞くと直近で928人まで減っています。

これは喜ばしいことなのかどうか、なかなかすぐには答えは出ないところですけども、ただ全国的な傾向を見ても、やはりこういった貧困に伴う児童扶養手当であったり、子どもの貧困率であったり、そういった数字は全て2015年前後にピークアウトをしています。だから、生活保護の全国

の水準を見ても、2015年に全国の数字ですけれども217万人、これがピークになって直近では210万人を割っていますので、全国平均はピークから3%、今減っているんです。217万人のときは総人口に対する比率は1.7%でした。今は210万人を割りましたので1.66%、これが全国平均の数字です。

では、那須塩原市の数字はどうかというと今928人に減っていますので、那須塩原市の人口に対する比率は0.8%を割りました。全国平均が1.7%です。那須塩原市は0.8、栃木県は1.06だったかな、だから栃木県平均も47都道府県の中ではかなり低いほうです。

ただ、生活保護のこの数字というのは物すごい地域格差があって、一番多いのは沖縄と大阪です。3%を超えていますね。一番低いのは富山県、これは0.3ですから10倍の開きがある。そういう中で、那須塩原の0.8というのは平均に比べれば少ないんですけれども、これが妥当かどうかちょっとわからない。ただ、客観的に見ると、本来保護を受けられるべき人が受けられていないんじゃないかという懸念はあります。

そこで、全国では今1.66、栃木では1.1です。那須塩原が0.8、これに対する本市としての見解をお伺いできればと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、保護率に対する見解ということで回答させていただきます。

まず初めに、先ほど議員からご指摘がありましたように、本市は保護率が低いということに関しましては、一般的に言いますと保護率が低いということになりますと自立した生活ができている人が多いということで解釈ができると思います。その理由としましては、福祉事務所としての分析と

しましては、那須塩原市の平均年齢が若いということが一つに挙げられるかなと思います。

具体的に申し上げますと、これはデータがちょっと古いんですが、2015年現在で国の平均年齢というのが47.85歳、県が45.73歳、本市が45.42歳ということで、全国から比べると2.幾つ若いということが一つ、保護率の低さの原因であるのかなということと、あともう一つは高齢化率の低さということで、高齢化率というのは全人口に対して65歳以上の人口が何人いるかということで、こちらの国・県・市の比較としましては、昨年度現在で国の高齢化率が27.7%、県が27.4%、本市が26.1%ということですので低いということで、この2つが低さの原因かなということで分析しております。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） それでは、直近の928ということですが、短期間に100人強減っていますが、これの詳細というか、内訳、中身を教えてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 減ったことによる理由ということで申し上げたいと思います。

まず、減った理由の一番目としましては、亡くなったことによる廃止が53件ございます。就労できたことによる収入が上がったという廃止が18件、あと福祉事務所の指導に従わなかったということで、いわゆる働けるのに働かないとか隠れて働いていたとか、そういった方で廃止になった方が14件ということで、これが主立ったものでございます。

その他は、那須塩原市から転出してしまったとか、あとは保護移管といたしまして、那須塩原市から東京のほうに事情で引っ越してそちらのほうで

保護を受けたとか、あとは失踪でいなくなってしまうとか、そういったものが理由でございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 死亡による減少が53件ということで、5%ぐらいの方がお亡くなりになったということですが、ちなみにこの53名の中にあつては、わゆる自殺もしくは孤独死というような形で命を落とされた方がいたのかどうかをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。  
保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 自殺と孤独死の数についてお答えいたします。

自殺者についてはおりませんでした。孤独死の方は昨年度5名いらっしゃいました。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 今後、長寿化に伴い、いわゆるひとり住まいの高齢者というのはますますふえますので、その辺は非常に危惧するところではあります。

それで、生活保護をいわゆる申請するに当たり相談に来られるかと思うんですが、相談に来られた件数と、その中で申請、また保護開始につながったというか、至った件数がおわかりになればお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。  
保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、相談件数等の数値についてご回答いたします。

平成29年度の相談件数が延べ件数で503件、延べですので実人数にいたしますと333の方が相談にいらしゃったということで、このうち144人から生活保護の申請が出されたということで、そのうち122の方が保護が開始になったということでございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） そういうことであれば、200人とはいかないまでも百数十の方が相談はしたけれども申請に至らなかったという結果だと思います。多分、相談に来られた方というのは、本当にやむにやまれぬ気持ちで勇気を振り絞って来られた方が大半ではないかだと思います。

実際そこで開始に至った人数は120名程度ということですが、具体的に相談から開始に至るまでの行政の手続、手順というか、それがどういったものなのかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。  
保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、相談の手順ということで回答をさせていただきます。

まず、相談ということで窓口にいらっしゃいます。1回目の相談で申請される方もいらっしゃいます。一般的には、余り1回目で相談に来て即申請という方はいらっしゃらなくて、大体平均的に3回ぐらい相談に来られる方が多いのかなということで、その平均的なものの経過例をご紹介します。

まず、相談にいらっしゃって自分の困窮状態をこちら側にお話ししていただけるということで、福祉事務所としましては生活保護の制度についての説明をさせていただきます。その中で、貯金があるとだめだよとか、あとは扶養義務といって子どもに面倒を見てもらえるのであればそちらを優先してくださいとか、あとは車は原則だめですよとか、そういったものを説明いたします。

2回目に来られる相談については、相談に来られたとき、自分の資産の状況、これだけですよということで、例えば貯金が5万円しかありませんとか、生命保険は入っていませんとか、いや、生命保険これ入っていますとか、そういったものを述

べていただいて、あとはこちら側としましてはほかの方法があるのかどうかも確認させていただいて、生活保護はセーフティーネットということで最終的な手段でありますので、ほかに年金をもらえとか、例えば職業がリストラされてしまった方についても失業保険というのがもらえますので、そういったものがもらえないのかどうかとか、そういったものをお聞きしまして、そういったものもまた確認させていただいて、3回目に来られるときには、そういったものは全くないので申請しますというような方が一般的には多いということでございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 恐らく他の自治体でも同様の手続を踏んで申請がなされるのではないかと思いますけれども、従来から生活保護の捕捉率の低さというのが問題とされています。厚生労働省が、これは2010年に初めて生活保護の捕捉率の推計というのを公表しています。

生活保護基準未満の低所得世帯数の推計についてというのですが、これはただ全国消費実態調査、あと国民生活基礎調査のデータから機械的に落とし込んで出した数字なので、例えば親族の援助とかそういった要素が加味をされていないので、正確な意味での捕捉率ではないと厚労省は説明をしていますが、一つの目安にはなる数字ではあるんですね。

これによると、生活保護基準以下の所得しかない世帯、これは15%という数字が出ています。だから、15%もいわゆる低所得者の方がいて、生活保護を実際受給している人は1.7%しかないという、この物すごい乖離があるんですね。

これが捕捉率が低いんじゃないかと言われていく一つの根拠ですけれども、これは制度があっても利用しにくいことを物語っている数字です。自

分から申請しないと利用できない、知識や情報の乏しい人、権利を主張する力の弱い人には不利な制度、日本人の国民性として生活が苦しくても我慢する人が多い、行政の世話にはなりたくないとか公的制度の利用を遠慮する傾向がある、こういうのがそういった背景にあるようです。

申請をしないで緊急性を要する場合、行政が職権で保護する職権保護という制度があるかと思いますが、本市における職権保護をした件数の近年の推移がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、職権保護の件数についてご回答いたします。

平成29年度7件、平成28年度19件、平成27年度はゼロ件でした。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 他市の動向はよくわからないのでこの数字がどうなのかというのはわからないんですけども、ただ、これは全く極端な例でしょうけれども、北九州市では毎年、千数百件の保護開始件数のうち半分が職権保護だそうです。多分、これは地域的な特性があるので一概に多いか少ないかというのは判断できないんですけども、そんな自治体もあるよということでもあります。

そこで、本市の保護世帯全体に占める高齢世帯の割合と扶助費の内訳がわかればお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、保護世帯のうち高齢世帯がどのぐらいあるかということと、あとは扶助費の内訳ということで回答いたします。

高齢世帯につきましては、平成29年度末757世

帯のうち472世帯が高齢者の世帯であります。構成につきましては、62%ほど、半分以上が高齢世帯であるということでもあります。

扶助金額につきましては、平成29年度の決算額は生活保護費約18億3,000万が扶助費の額でございます。そのうち、大きく分けると生活扶助費が4億9,000万、住宅扶助費が2億1,000万ほど、教育扶助費が450万、介護扶助費が7,200万、医療扶助費が9億3,000万ということで、扶助費の約53%が医療費ということになってございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 今、部長、18億3,000万とおっしゃったんですけれども、17億ではないでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） すみません、訂正いたします。17億3,000万ほどです。申しわけございません。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 高齢世帯が6割ということなんですけれども、これは全国平均は5割なんです。そういう意味でいうと、本市は高齢世帯の比率が非常に多いというイメージではあります。扶助費のうちの医療扶助が53%、これは全国平均並みなので、5割ぐらいがやっぱり医療扶助に費やされているということです。

一方で、どうしても生活保護の場合、不正受給というようなことがよく話題に上るんですが、2015年に厚生労働省が生活保護における受診誘導の防止等についてという通知を出していますが、それを受けて、本市として何か取り組みもしくは過去に不適切な事例というようなものがあったのかどうかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは2点お答えいたします。

まず初めに、生活保護における不適切な受診誘導の関係についてお答えいたします。

こちらのほうは、過去に全国で精神病患者さんを特定の医療機関に不正に受診誘導していたという、貧困ビジネスの事業者が仲介をしていたということがあったものですから、厚生労働省のほうできちっと取り組みなさいということであった通知でございますが、本市におきましては、こういった貧困ビジネスにかかわるような事業者がいませんでしたので、こちらについては取り組みは行っておりません。

続きまして、過去に不適切な事例があったのかについては、平成29年度について申し上げますと2つほどありまして、いわゆる収入申告がなかったということで、これが81件ございました。生活保護におきましては、働いて得た収入は保護費から引かれるということになっていきますので、例えば最低生活費が10万円だとしますと、8万円働きますと、丸々8万円引かれるわけではないんですが、モチベーションを保つために控除というのがありまして大体9割ぐらい引かれるんですが、そういうのを隠していた事例が81件ございました。

あと、こちらの生活指導をにかけていた保護受給者が、再三再四にわたりまして、生活指導をかけているのにそれに従わなかったという例が14件ございました。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） ちなみに、厚生労働省によると、2015年の数字ですけれども、生活保護の不正受給総額というのが出ていまして、これ170億円なんです。これは保護費総額の、わずかとい

う言い方が適当かどうかわからないですけども、0.45%なんです。それもほとんどが申告漏れレベルが大半だということで、悪意のあるものはほとんどないよということなんでしょうけれども、それに引きかえて、毎年、個人所得税においては1,000億以上が申告漏れを指摘されて追徴されている現状があります。

それに比べればそれほど大きな額ではないのかなという印象を持つんですが、そもそも生活保護費の扶助費というのは4分の3が国費で賄われているかと思えます。これは全額、国が負担すべきという議論も多いようですけども、今は4分の3、残りの市の負担が4分の1ということですけども、状況によっては県が負担する例があるかと思えますが、本市として昨年度29年度で県が負担した件数、金額があるのかどうかお聞きいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、昨年度、県が負担した扶助費の金額ということでお答えいたします。

これは、生活保護法で73条というものに当てはまりまして、住居の根拠のない方については県で見るとということで、いわゆるホームレスのような方を保護した場合に4分の1は県が負担してくれるというものでございますが、平成29年度の実績といたしましては30人で、扶助費の金額にしましては1億1,800万円ほどございました。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 県が1億円ちょっと負担していますということです。

ちょっと誤解を恐れずに申し上げますと、昨年  
の本市の生活保護の扶助費、これは先ほどありま

した17億円ですね。これの4分の3を国が負担していますとほぼ約13億円、残りの4億円が本来市が負担すべき金額だと思いますが、そのうちの1億はでも県が負担していますということであれば、市のいわゆる持ち出しは3億円です。決して少ない額ではありません。

ただ、3億円が市の財源ですよ。3億でほぼ1,000人ぐらいの方が受給しているわけですから、ちょっと考え方が違うかもしれませんけれども、3億円を1,000で割ると30万円なんです。30万円で1,000人の生活を支えていると、ある意味です。例えばというか、本当に食べるものもなく困っているような方とか、病院に行きたくても行けないような方、住むところもままならないような方の生活を30万円で1年間支えられる、裏返して言えばそういうことだと思うんです。

そうであれば、これも誤解を恐れずに言いますと、もう少しアンテナを広くして、決してハードルを下げるということは当然できないでしょうけれども、捕捉率のアップのために門戸を広げる、必要があるという言い方もちょっと語弊があるかもしれませんが、そういうふうに僕は思うんですね。

住んでいるところによる地域間格差によって本来受けられるサービスが受けられないということは非常に不幸なことなので、そういう観点からすると全国平均並みぐらいの人数を捕捉するのが妥当かどうか。全国平均並みというのと倍以上の人数になっちゃうので、多分、今920だけども、それが1,900という数字なのでちょっと現実的じゃないので、そうであれば県の平均値が1.1ですから、そうすると1,200人ぐらいでしょうか、そのぐらいまで捕捉率を高めることは考えられませんか。

僕はそんな考えはおかしくないなというふうに

思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 30万円で1,000人の方が面倒見られるというような、確かに私、そういう数字の見方をしたことがなかったものですか、ちょっと発想としてはおもしろい見方かなとは思っているところであります。データとしては、ただし、生活保護といえますのは、生活保護法に、全ての国民に対しまして必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するという規定でございまして、適用すべき人にはきちんと適用するよということできちんと、うちのほうは別に、保護率が低いからといってうちのほうの基準が特に厳しいというわけではございまして、国の定めた基準を粛々と実行してはおりますので、特に低いということに対して厳しいんじゃないかということは決してございませぬので、結論から申し上げますと、基準をきちんと適正に守って実施していきたいということで考えてございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 一応意見としてお聞きいただければと思いました。

いわゆる携わっている職員の方ですね、ケースワーカーを初めとした。今後、長寿化に伴って間違いなくこういった保護が必要とする人がふえるというふうに予想されます。そういった人たちを支えるケースワーカーの仕事というのはますます重要になると思います。

そこで、本市の保護世帯を担当するケースワーカー及び査察指導員の平均年齢や資格の取得状況など、属性を教えていただければと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 生活保護担当の実

態ということで回答させていただきたいと思えます。

本市の生活保護、社会福祉課保護係というところで生活保護を担当しているわけでありまして、その係は係長を含めて12名おります。その中にケースワーカーが9名、ケースワーカーを指導いたします査察指導員が2名、あと経理担当者が1名でございます。平均年齢につきましては34.3歳であります。

資格につきましては、経理担当を除きまして、査察指導員、ケースワーカーについては社会福祉主事であればならないということで法律で決まっております、その社会福祉主事の資格としまして社会福祉任用資格というものがございまして、この社会福祉任用資格はどういう人がなれるのかということで、おおむね3つの種類がございまして、

1番目としましては、社会福祉士か精神保健福祉士の方か、それとも大学などで厚生労働大臣が指定する例えば心理学とか教育学とか福祉学とかそういったものを3科目取っている人であれば社会福祉主事任用資格というものに該当するよということになっているんですが、そういうものが一つ。

あともう一つとしましては、養成機関で研修を受けて合格した者ということで、私どものケースワーカーの内訳としましては、この3科目を取っているものが9人、いわゆる3科目主事と取っているんですが、その方が9人と、あと社会福祉士が1名と、もう1名は今、無資格でやっているんですが、この方についてはことし配属になった方で、今現在まさに養成機関、神奈川のほうに行って研修を受けて、ことしじゅうに勉強して試験を受けて合格して取るということで、見込みとしまして養成機関は1名になるのかなということでございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） ほとんどの方が資格を取得されているということで、全国的な実態を調べますと、全く無資格でそういったケースワーカーについている自治体というのが相当数あるようですけれども、本市においてはほとんどの方が資格を取得されているということは非常にいいことではないかと思えます。

ただ、やはりこういった問題を抱えた人との対人折衝の仕事というのは非常にストレスが高いとか、大変な仕事であると思うんです。自治体によっては、一般で採用した人でなくて福祉枠で採用した人を専門的にその職につけてずっと転勤もなく面倒見るといふか、仕事をするとするところも幾つかあるようですが、本市の場合はいわゆる通常の職員と同じで、通常の人事ローテーションに従って異動してしまうということなんですよ。

だからそういう意味では、先ほど平均年齢をお聞きしましたけれども、30歳代前半ということは非常に若い方が多いですね。民間で同じような問題のある人との折衝をする仕事、例えば銀行ですと債権回収なんという仕事がありますけれども、債権回収チームというのはほとんどがいわゆる経験がずっと積んできたラインを外れた人かもしくは中途採用、それなりのキャリアの人を中途採用してそういう仕事をしているチームがよくあるんですけれども、そこはもうみんな50代、60代、おじさんの固まりですよ。保険会社の例えば対人賠償の示談交渉するチーム、これも全くしかりで、いわゆる中途採用者もしくはリタイアしたようなラインから外れた人です。ここもやっぱり50代、60代、いわゆるプロパーの新入社員といふか若い社員なんというのは、経験を積ませるために1人いるかないかぐらいなんですよ。

そういう意味では、ケースワーカー、30代前半の方が担って、それももちろん資格を持っているから専門性はあるんでしょうけれども、ずっと10年20年勤めるわけでもなく、いつかは転勤してしまうというような立場で仕事をしていたときに、果たしてちゃんとしたといふか、市民に寄り添った形での仕事が成就できるかどうかといふと、なかなかそうじゃないんじゃないかな、かわいそうなんじゃないかなといふふうには思うんですね。

これは収税部門なんかの人に対しても言えるかもしれませんけれども、そういう意味で、例えば再任用の方が1名いるということをお聞きしましたけれども、当然、再任用の方は経験も豊かで行政に通じている方ですから、再任用の方をもっと配属させるほうが私はいいんではないかといふふうに思いますが、それについてお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、再任用の方を配置してはどうかということに対してご回答いたします。

議員ご指摘のとおり、生活保護のケースワーカーの仕事といふのは保護を受給している方に対して生活指導というものを行いますので、受給者が生活指導に従順に従ってくれる方であればそれはそんなに問題はないんですが、中にはやはりいろいろな方がいらっしゃいますので、議員ご指摘のように人生経験、こういったものが大きく物を言うときがございます。

そういったことから、再任用については、議員の提案のとおり確かに再任用を採用するということはいいことなのかなといふことで考えているんですが、ただし、査察指導員とケースワーカーになるのには、先ほど申し上げましたように社会福

社主事の任用資格というものが必要になりますので、全ての方が対象にならないというのがちょっと残念なところであります。

○議長（君島一郎議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時13分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 再任用は難しいという話を先ほどしていたかと思いますが、先ほど申し上げたように資格がなくても実態としては仕事をしているケースはよくありますが、それがまずいということであれば研修等を受けて資格が取れないわけではないと思うので、今後ちょっと検討していただければと思います。

次に、昨年、神奈川県小田原市で、生活保護の担当の職員が10年以上にわたって、60名ぐらいが関与して、胸のエンブレムに「保護なめんな」という文字の入ったジャンパーを着用して仕事をしていたなんという、これはとんでもないことだと思いますけれども、そういうのが問題になりました。そのほかにも、同様の文字の入ったポロシャツとか携帯ストラップ、Tシャツ、マグカップ、ボールペンなんかもあったそうですが、ガバナンスがどうだったのかなと心配になっちゃうぐらいのことですけれども、これに関してはどんな見解をお持ちでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、小田原市

のジャンパー問題に関しての見解ということで回答させていただきたいと思います。

胸に威圧的なマークをつけていたということですが、やはり相談に来られた方とか保護受給者に対しまして配慮を欠いた不適切な事例であったのかなということで感じてございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 当然糾弾されるべきことで、世間的にも大変バッシングというかあって、それ以来、市を挙げて改善に努めているということで、それは当然なんでしょうけれども、一つだけこれはいいんじゃないかと思ったのは、それ以来、小田原市では、いわゆる生活保護の対象者に対しては受給者という言い方をしていたんですが、本市もそうだと思いますけれども、それを機会に、受給者というのは余りにも上から目線だということで、利用者に変更しようということで全て利用者というふうに変えたそうです。

そもそものいわゆる憲法25条の生存権が認められていて、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ということがありますので、そういった権利を利用する方々というような目線から利用者というふうに変えたということですが、そういうことは別にまねしてもいいんじゃないかというふうに思いましたが、本市も利用者というふうに変えてはいかがでしょうか、見解をお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 利用者ということで、変えたほうがいいんじゃないかということにつきましては、今後、福祉事務所内部で協議して検討したいと思います。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 生活保護に対してもう一

つだけ再質問をします。

いわゆるリバースモーゲージ、居住用不動産を担保にそれを生活費に充てるというものですけれども、民間の金融機関も最近扱うところが非常にふえてきて、生活保護の対象者に対してもそういう制度があるということで僕は初めて知ったんですが、本市においてもそのリバースモーゲージを利用している利用者もいるのかどうかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） リバースモーゲージを利用された方ということで、毎年はいないんですが、昨年度1件ということでございました。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） これは考えようによっては、恐らく持ち家をお持ちになっている方が、例えば将来その持ち家なり土地なりはかなりの確率でいわゆる空き家、空き地であったり、所有者不明土地になる可能性が高いと思うんですね。リバースモーゲージという形でその不動産を管理しておけば、これは将来その方が亡くなった後もそういった形にはならないので、空き家対策としてもリバースモーゲージというのは有効だと思うので、基準もあるんでしょうけれども対象者はそれなりにいるかと思うので、ぜひ積極的に今後働きかけてみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） リバースモーゲージについては全く議員おっしゃるとおりでございますが、ただし条件がございまして、不動産の評価額が500万円以上ということにはなっておりますので、当然500万円以上ある方についてはうちのほうも積極的に検討はしているところでございま

す。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） わかりました。

さきの国会で自立支援法が改正をされました。それにより生活困窮者を支えるための取り組みが強化されましたが、本市の自立支援制度への取り組みと成果をお伺いできればと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 自立支援制度につきましては、私ども平成27年度から始めておりまして、メニューが6つあるうち4つ行っております。具体的に申し上げますと、自立相談、家計相談、学習支援、住宅確保ということで行っております。

それで、成果につきましては、この制度自体が生活保護に至る以前の方を生活保護にならないように救おうという制度でございまして、こういった事業をやることによりまして生活保護に至る人が少なくなったのかなということで認識しております。

また、学習支援につきましては、本市では中学生を対象にして学習支援を行っているんですが、過去3カ年のうち、受けました中学校3年生が全て高校に合格しているという成果がございまして。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） わかりました。

それでは、(2)について再質問をさせていただきます。

今後、大介護時代が到来すると言われていますが、介護離職に対する本市としての見解と対策をお聞かせいただければと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 介護離職に対する見解と対策ということで回答させていただきます。

今般、少子高齢化ということで、1人の親に対する子どもが少ないということが言われていますが、当然、子どもが少ないとなると1人の子どもに親の介護の負荷がかかってくるということで、今後ますますこういった状態が大きくなっていくのかなということで考えてございまして、介護離職に直面する方も今後ふえてくるだろうということで考えてございます。

そうした中、行政といたしましては、離職としないように、介護サービスの積極的な支援をしていく必要があるのかなということで考えてございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） それでは、本市の今後本格化する施設不足に対する見解と対策をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 施設不足に対する考え方ということで、本市も高齢化率、先ほど全国よりちょっと低いということでお話ししましたが、これが2025年になりますと全国とほとんど同じになってきて、いよいよ本市も高齢化率が一気に加速してくるのかなということが予想されまして、長期的に考えますと、一番ピークになるのが2042年ぐらいがうちのピークになって、高齢化率が4割近くになるのかなということで、当然、議員ご指摘のように施設不足も予想されるのかなということで考えてございます。

そういったことから、3年に一度策定しております高齢者福祉計画というところで必ず将来の施設に対する見込み量を計算いたしまして、どういった施設が少ないか、あとどういった施設が要望が多いかというような調査をいたしまして、それに対応して、なるべく将来、施設不足が起こらな

いようにということで整備計画というものを計画してございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） それでは、介護職の処遇改善が言われて久しいですが、本市の介護職の処遇改善が適切に運用されて実際の処遇改善につながっているのかどうかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、介護職の処遇改善ということについて答弁をさせていただきます。

本市の全ての介護職の処遇改善が確認できているかということになりますと、全てはできておりません。市が監督権限を持つ事業所のみが監査できることになっておりまして、その部分で確認ができていて、また確認ができるものが、介護職員処遇改善加算というものが唯一確認できるものでございます。

この加算につきましては、かいつまんで説明申し上げますと、介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善に当てることを目的としたものでございまして、条件としましては、職位職責、職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備をしているということと、あとは資質向上のために計画を策定したり、あとは研修会を実施したりとか、そういった条件をクリアしている事業所が適用できるということで、市が指導権限を持ちます事業所115件のうち89件がこの加算を利用しているということで、全ては確認できていなんですけれども、一部分では改善は図られているのかなという感じで捉えております。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 行政への申請とか申告が非常に煩わしくて、煩わしいという言い方はあれでしょうか、そういった形でなかなか申請したいんだけどもできないみたいな話を聞いたことがあるので、もしそういうことがあれば非常にそれは不幸なことなので、市としても積極的に告知とかサポートしていただければと思います。

それで、介護費の地域格差ということではちょっとお聞きしたいんですが、65歳以上の介護費用の被保険者ですね、本市の第1号被保険者当たりの給付費と要支援・要介護の認定率、あと施設ですね、有料老人ホーム、サ高住、介護保険施設などの高齢者向け施設、住まいの整備状況についてお伺いできればと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは3点ご回答いたします。

まず初めに、第1号被保険者の1人当たりの給付費ということで、これが年間、那須塩原市の場合20万6,000円ということになってございます。

続きまして、2点目の要介護認定率につきましては、本市は14.7%ということに、これは平成28年度現在です、になっております。

最後に、高齢者向けの施設の住まい状況の整備ということで、那須塩原市におきましては、高齢者用の施設ということで特別養護老人ホームや老人保健施設、サービスつき高齢者向け住宅、介護療養型のもの、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム等を数えますと、全ての定員としまして1,610人が入れるということで、これを65歳以上の人口で割りますと、65歳以上の人口が平成30年4月現在が3万340人ですので、これの割合でいきますと5.3%ということになっております。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） なぜこれをお聞きしたかというのと、こういったデータについては厚生労働省が非常に細かい資料を月次で出しています、それを見たときに、今、第1号被保険者当たりの給付費は20万6,000円でしたでしょうか、これはちなみに平成28年度、おとしになります、全国平均は25万2,000円なんですね。島根県、ここは30万円で47都道府県で1位なんですけれども、47都道府県中47位が埼玉県で、ここが20万円なんですよね。栃木県はちなみに下から4番目、47番中44位で22万円ぐらいかな。本市の20万飛び台というのは、多分これは県の数字に置きかえると47都道府県中46位ぐらいのレベルです。これがいい悪いということじゃなくて、非常に少ないですね。

同じように住まいの整備状況も詳細が出ていて、これがやはり栃木県の数字は47都道府県中45位ですね。先ほどおっしゃっていた那須塩原は5.飛び台、ここに僕が持っている数字は平成25年なので5年前なので、多分恐らくそこからどの都道府県も施設はふえているので比較はできないんですけれども、非常にこれも低いということが言える数字なんです。

要介護認定率も低くて、先ほど市は14.7%という回答でしたけれども、全国平均が18%です。那須塩原が14.7、栃木県は15.6なんですね。栃木県は、やはりこれも47都道府県中43位ぐらいかな。それで15.6だから、この市の14.7というのを県に置きかえると、やはりまたこれが埼玉県に次いでワーストツーというか、46位になっちゃうんですね。

だから、何でか原因はよくわからないんですけれども、これをはたから見たときに、栃木県は非常に暮らしやすくストレスもなくて空気もいいし、介護にならないよね、みんな健康でいいねと

いうふうに見る人は余りいないと思うんです。例えば東京圏の人で移住を考えているような人がもしこんな数字を目にしたり耳にしたときに、自分たちの老後は大丈夫かしらと、介護サービスが十分に受けられるのかなと、安心して老後が暮らせるのかなという視点で見ると思うんです。結局、東日本で毎年、移住したい県ランキングなんか出ていますけれども、常に双璧でワン、ツーが長野と山梨なんです。やっぱりじゃ山梨にしようとかやっぱり長野にしようとかということになると思うんです。

だから、これは余りほうっておける数字じゃないんだけど、原因とかその辺の背景がよくわからないので、これは一回、部局横断的な形で総合的に、何でなのかとかどうしようかというようなことで考えたほうがいいぐらいの数字ではないかと私は思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 今、数字が低いということに対しての見解でございますが、本当に原因が私もよくわからなくて、かえってお聞きしたいぐらいなところがあるんですが、個人的に思っているのは、先ほど申し上げたように、平均年齢の若さとかそういったものも若干関係はしているんじゃないかということでございます。

ただ、先ほどの生活保護でも申し上げましたように、認定に対する基準というものは全国一律ですので、特に栃木県が認定が厳しいとか特に那須塩原市が厳しいということは決してございませんので、本当の低さというのは今後よく県なんか聞いていたりとか、あとデータを分析したりとかして、詳細は把握していきたいなということで考えてございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） ぜひ危機感を持って当たっていただければと思います。

次は(3)の再質問です。

セーフティーネットとしての市営住宅ということですが、市営住宅は前々から、新規に建設するということはもう考えていないということですから、それが現実的でないとするば、将来のセーフティーネットとしての住宅についての本市の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（稲見一美） 将来のセーフティーネットとしての住宅についての見解ということでございました。

まず、現在の市営住宅についてちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、先ほど保健福祉部長が、生活保護の利用者の世帯率として0.8%とお答えしていたと思いますが、実は、市営住宅全入居戸数に占めます生活保護利用者の世帯率は6.36%でございました。

これは、1回目の答弁で市長が申し上げたとおり、高齢者に限らず住宅に困窮する低所得者というところに関係がございまして、低所得ということで市営住宅に入居していただいた、その方が年齢を経るごとにずっと長くいらっしゃるという傾向が強くて、急に所得がアップするわけではありませぬので、そういう意味では、明らかに低所得者に対するセーフティーネットとして現在、市営住宅が機能しているんだろうというふうに思っております。

また、高齢者につきましても、ちょっと入居者に占める高齢者の割合を調べてみたところ、平成29年度に市内の高齢者率を初めて市営住宅の高齢者率が上回った、逆転したというような状況もございました。

将来、議員ご指摘のとおり、市内に、しかも居住誘導区域等に市営住宅を新たに建てるのかというのは、これはちょっと無理なことだろうというふうに考えておりますけれども、現在の入居率がどんどん下がっておりまして、入居募集をしていて、その数に対する入居率が77.5%ということで、2割以上まだ余裕がございます。という面では、今までも、そしてこれからも当分の間、市営住宅がセーフティーネットとしての役割を果たしていくんだろうというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 承知をいたしました。

ことですか、住宅セーフティネット法が改正されていますが、この運用というのは本市にとっても有効ではないかと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（稲見一美） 改正住宅セーフティネット法に関しましてですが、この法律の制定の背景をちょっと考えてみますと、全国の公営住宅に対する応募率を見てみますと、全国平均が5.8倍でした。東京近辺の4つの都県では15.5倍、東京都においては22.8倍という公営住宅に対する応募率でありました。つまり、多分、住宅の手当てが必要な方に対して公営住宅がそれに応えていないということがこの住宅セーフティネット法の制定の理由だったのではないかなというふうに考えております。

先ほどお答えしたとおり、まだ市営住宅には余裕があってセーフティーネットとしての余裕があるということですので、今すぐにどうこうということにはならないんだろうと思います。しかし、遠い将来にはこの制度はやはり有効なんだろうと私どもも考えております。市営住宅がどんどん老

朽化して行って、市営住宅をつくらないという形でずっと進むと思いますので、そうなりますと現在3割程度の空き率があるという、民間にその役割を分担していただいて、それに対して補助金を出すというスタイルというのが非常に有効なんだろうというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） あと一つだけです。

立地適正化計画にセーフティーネット住宅の位置づけを盛り込むとかいうようなことをしたら将来的に何か効果があるような気がするんですが、いかがでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（稲見一美） 新たな住宅セーフティネット法を細かく見てみますと、私どもで進めています立地適正化計画の例えば居住誘導区域とこのセーフティネット法の対象になる住宅がリンクしているわけではないということもございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、民間の住宅の利用という点、それから例えば市が独自にインセンティブとして居住誘導区域内の民間住宅に対して、セーフティネット法を使った国・県の補助以外にも市がそれについてやるとかというような方法をとれば、これは効果的なんだろうというふうに私どもも認識しております。

ただ、今現在、市営住宅がそういうことであきがあるということなのですぐということにはなりません、この制度は立地適正化計画にも効果があるというふうに判断はしております。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） わかりました。それではよろしくお願いします。

(4)最後のところの再質問させていただきます。

今後、長寿化によるいわゆる買い物難民の激増

が予想される中、フードバンクの重要性はより一層高まると思われまます。公益財団法人日本フードバンク連盟の認証要件を満たして活動しているとちぎボランティアネットワーク傘下のフードバンク大田原との連携を強化する必要があるかと思ひますが、見解をお伺ひいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） フードバンクととちぎボランティアネットワークとの連携の強化というこゝで答弁させていただきます。

本市でのフードバンクの利用窓口は社会福祉協議会が担ってござひます。今後の連携強化につきましては、とちぎボランティアネットワークの活動等を注視しながら必要に応じて連携を図っていききたいというこゝで考えてござひます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） フードバンク大田原は、県北のエリアをカバーしているわけですが、非常にエリアが広いですね。活動が非常に制約をされるというこゝで、実効性を高めるために本市内に拠点を設ける必要があると思ひますが、市としても関与すべきだと思ひますが、多分、今と同じような答えが返ってくるのであれですが、ちなみに私と星議員と今回2度ほど、そのフードバンク大田原の代表の方とお会いをしていろいろお話を聞きました。

フードバンク大田原は、実際に携わっている方、ボランティアの方は何人かいるんでしょうけれど、実際には高齢の方3名でやっているんですね。その方が大田原から那須町だ、板室だ、塩原だ、矢板だというこゝ所に、いわゆる緊急性のあるというか、そういう電話が入ってくるわけですね、何か食べるものないのかというこゝで。それを運ぶわけですが、物すごい距離が、例えば往

復100kmぐらいあつたりする場合もあつて、ガソリン代が高騰している折に非常に負担、全部持ち出しですから非常に大変な思ひ、やめたいというこゝなものもおっしゃっていました。

そんな意味でも、これはもっと行政としてかかわるべきなんじゃないかなというふうには思ひたんですが、その方は子ども食堂もやっていますし、いわゆる食材の調達から管理から配達から全て3人、4人で回しているんですね。多分これは近いうちに立ち行かなくなるんじゃないかというふうには思ひます。人が足りないんだよ、誰でもいいから手伝ってくれないかなというこゝをおっしゃっていましたけれども。ちなみに、食材の倉庫は大田原市の市有の施設を無償で借りているんだなというこゝもおっしゃっていましたけれども、非常にセーフティーネットとしての役割を果たしているので、保護を受けられないような方、本当に深刻な状態の方のいわゆる命綱になっている状況の中で、もうちょっと関与していただければと思ひます。

それで、食品ロス削減推進法案という法律がさきの国会で成立をする予定、公明党が議員立法で出したんですけども、ちょっと日程の犠牲になって成立しなくて、恐らく次回の国会では成立をするのではないかと思ひんですが、そこには、都道府県と市町村が削減推進計画を策定し対策を実施というこゝなもの、またフードバンクの活動支援というふうなうたわれています。こういった法的な根拠があれば行政も民間との協力がしやすくなるというふうには思ひますが、その点に関してはいかがお考えでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 食品ロス法案についての件について答弁いたします。

食品ロス法案の内容というものがまだ私どもはつきりはわかっていないところがあるんですけども、行政も議員おっしゃったように協力がしやすくなるということで、その点だけは聞いてございますので、フードバンクについては、今おっしゃられたように、生活困窮者の方にすぐ食品を届けられるということで非常に公共性の高い事業であるということで考えておりまして、そういうところに協力ができるということは非常に意義が深いということで考えておりますので、法案の内容が出てからよく内容を検討してみたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） ぜひ前向きにどうか、そういう方向で話を進めていただければと思います。

最後になりますが、いずれにしても、繰り返しになりますけれども、長寿化というのはもう避けられない状態ですね。とめようもありません。現実的に今、日本の中で100歳以上の方は7万人いらっしゃいます。これが2050年には50万人とも100万人とも言われています。もう一方、先進国で今世紀に生まれた子どもたちの7割が100歳以上長生きするというデータがあります。当然、先進国、日本の子どもたちもそうです。

そういう大きな流れの中で、行政としてはやはり地域の暮らしがいかにか持続できるかということが役割なんだと思うんですね。それとともに、相対的に恵まれていない人たちに対する施策の優先順位というのは高めるべきではないかというふうに思います。

そういった意味で、そういう視線で今後も市政を運営していただくことを切に要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（君島一郎議員） 以上で3番、田村正宏議員の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

#### ◎散会の宣告

○議長（君島一郎議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時48分